

令和8年度当初予算案

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.9億円(4.0億円)

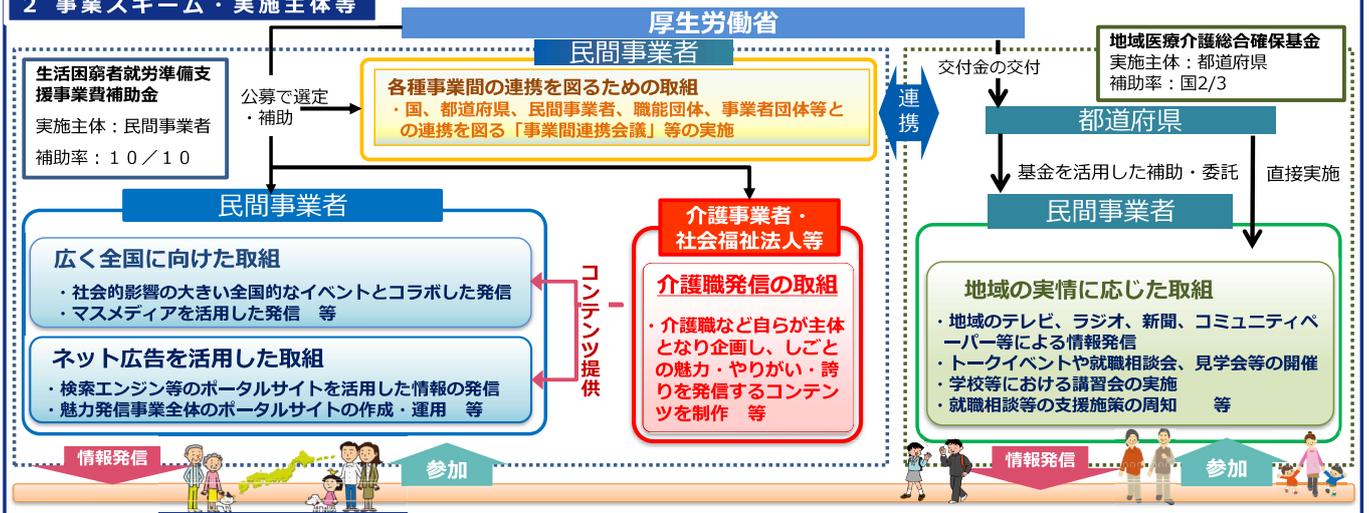
都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金86億円の内数(97億円の内数)

※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、**介護の仕事のイメージ**や**社会的評価の向上**、**理解の促進**を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- 厚労省においては、**発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信**を行いつつ、最前線である現場の視点から、**介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信**するコンテンツの企画・制作等を行い、**発信力のある事業者と連携**して広く発信することで、事業効果の最大化を図り、
- 都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- また、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」に関するとりまとめにおいて、若い世代が希望ややりがいを持てる業界となるために、「**社会課題(SDGs、災害対応等)に対応する介護**」という観点をアピールすることなどが盛り込まれたところ。
- こうした内容も踏まえながら令和8年度においても、引き続き、介護の仕事の魅力発信を行っていく。

2 事業スキーム・実施主体等



介護のしごとと魅力発信ポータルサイト(介護のしごとと魅力発信等事業)

介護の仕事 魅力発信ポータル

- 01 知る。わかる。介護のしごと
- 02 スペシャルコンテンツ
- 03 「介護のしごと」とは?
- 04 実際の介護のしごと
- 05 さまざまな介護のしごとのカタチ
- 06 現役介護職員による魅力発信
- 07 「介護のしごと」をもっと知る

介護のしごとと魅力発信ポータルサイト

「知る。わかる。介護のしごと」

<https://kaigonoshigoto.jp/>



介護の仕事 魅力発信ポータル 「知る。わかる。介護のしごと」とは?

介護の仕事は、食事や入浴などの介助だけでなく、利用者とその家族が心身ともに満たされ、生きる希望を持ち続けられることを目的とした仕事です。本ポータルサイトでは、そんな介護の仕事の魅力ややりがいを広く発信していきます。

描き下ろしマンガ 公開中!

左ききのエレン 特別編 「ケアワーカーの対話」

NEWS

介護のしごとの最新情報と魅力をお届けします。

ケアするしごと一画 開催! (12/13 Fri) *メディアによる発信 2024.12.6

OPEN FUKUSHI / 公開中 *介護職による発信 2024.12.3

04

VOICE & INTERVIEW
さまざまな介護のしごとのカタチ

INTERVIEW

介護の現場で働く人やこれから介護職を目指す方々にインタビュー。これまでの経験やこれからのご活躍を伺いました。

「キツい、ツライ」はもう古い! 2世代が介護の未来を築いていく

介護業界で働く若者の声

接客業から介護の世界へ。小さな幸せに寄り添う喜びを知った

実際に介護職に転職した人の声

驚い合うのではなく支え合う。自分のままで誰かの役に立てる喜び

実際に介護職に転職した人の声

05

FROM CARE WORKER
現役介護職員による魅力発信

Kaigo PRiDe

「KAIGO PRiDe」は、厚生労働省主導のプロジェクトから誕生し、「KAIGO X Creative」をコンセプトに、現役介護職員の言葉を核にしたコンテンツで介護の魅力を全国に発信。ポर्टレート撮影や展示会、TV-CMなど多様な魅力発信活動を通じ、介護のブランディングを強化しています。



アンバサダーによる連携発信活動

全国で養成された150名以上の介護職アンバサダーが、自治体や介護関連団体からの依頼に基づき出前講座やイベントに参加します。ぜひ依頼をご検討ください。



アンバサダーが主役となり、様々なテーマについて話し合う動画やライブ配信を行っています。毎月ライブ配信を行い、リアルな声を通じて業界の課題や魅力、誇りあふれるエピソードをお伝えします。

参考資料31 【〇介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

施策名：介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

令和7年度補正予算 81百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

① 施策の目的

介護人材の多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加し、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせる等により、介護の担い手へとつなげるための取組を実施する。

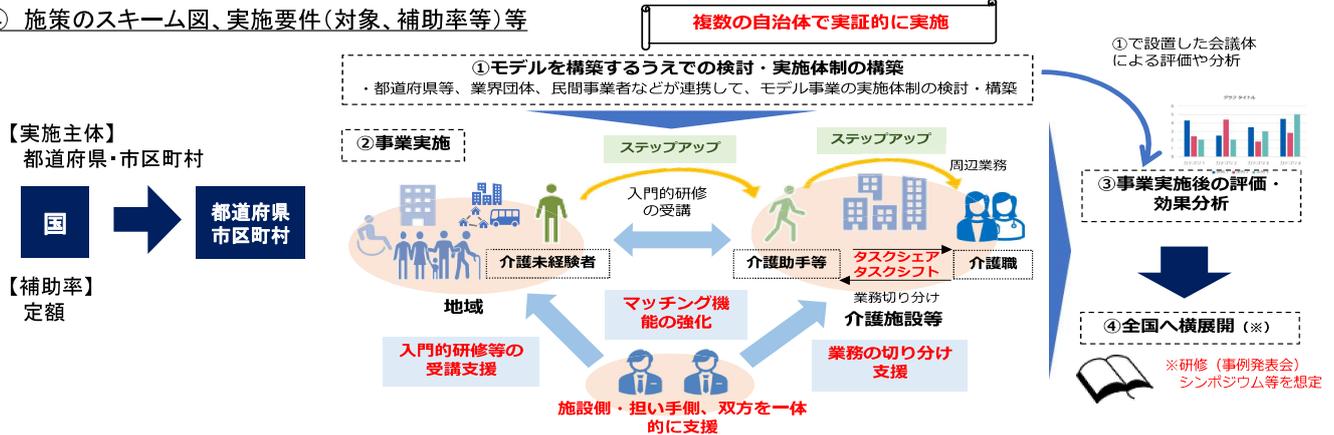
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

事業者側における業務切り分けや担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務に携わる未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につながるモデル事業を実施し、その効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護職へつなげる手法が普及されることにより、介護人材確保の推進が図られる。

参考資料32 【〇介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】

施策名：中核的介護人材の育成支援モデル事業

令和7年度補正予算 50百万円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

① 施策の目的

多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていく「山脈型キャリアモデル」の普及を進めているが、介護人材の定着・確保に向けたキャリアアップを図る上で、法人と介護現場の間をとりもつことや、現場におけるチームリーダーや経験が浅い者への研修を行う等といった、中核的な役割を担う人材の育成についても検討し、介護人材の離職防止・定着促進を図る。

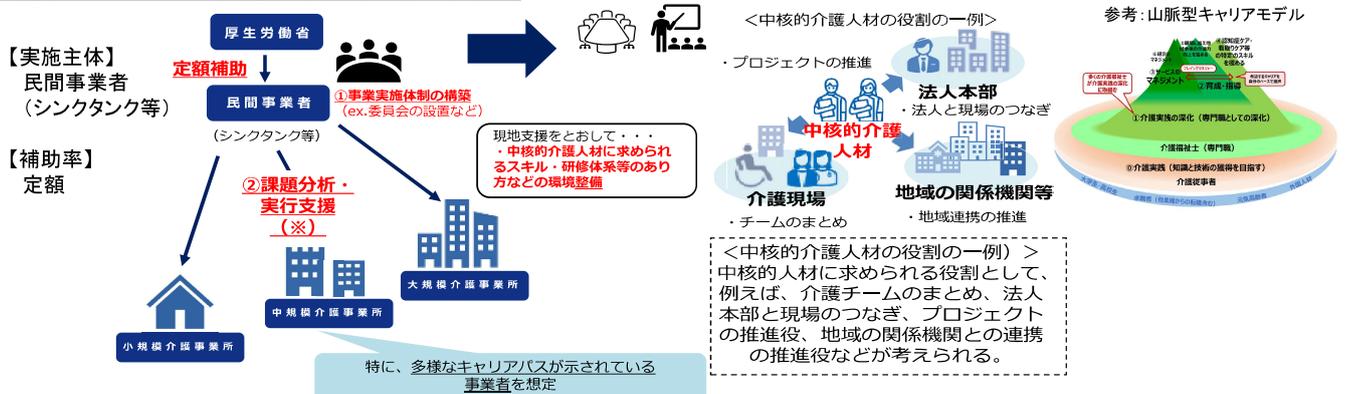
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

多様なキャリアパスが示されている事業者を対象に、民間事業者の課題分析・実行支援を通じて、中核的介護人材として必要とされるスキルやそれに伴う研修などの育成支援のための環境整備をモデル的に実施し、普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、中核的介護人材の育成が促進されることにより、介護人材の離職防止・定着促進が図られる。

参考資料33

令和7年度補正予算 2.1億円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2845)

【○介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援】
施策名:介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

複雑化・多様化する介護ニーズに対応するため、介護福祉士養成施設におけるICTを活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるようICT導入の支援を行う。
また、介護福祉士養成施設において近年増加している外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、教育の質の向上及び外国人留学生の国家資格取得率の向上につなげるための支援を行う。

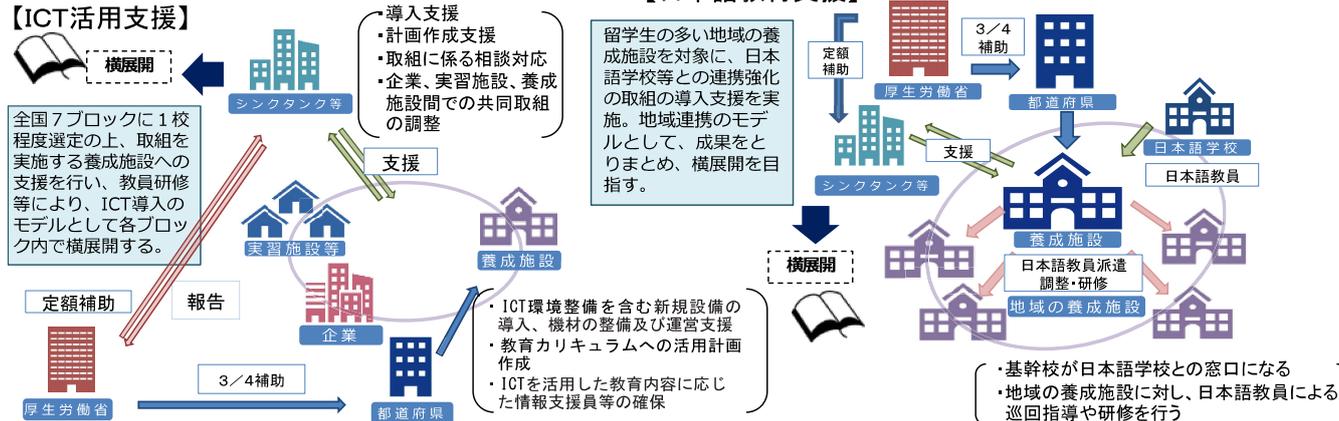
I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

介護現場において、ICT技術の活用が推進されており、介護福祉士養成施設においても現場に即した教育を行う必要があると考えられることから、調査や効果測定等に協力する養成施設に対し、ICT機器やソフトウェアの導入に係る経費及びICT利用促進に係る経費等を補助し、その効果を評価し、ノウハウを他の養成施設を含めて地域に展開する。
また、留学生の多い地域の介護福祉士養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施し、地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【日本語教育支援】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

質の高い介護サービスを提供するための専門性の高い人材や外国人留学生の国家資格取得を通じた更なる介護人材の確保を推進。

参考資料34

拡充

地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業分)

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3878)

※メニュー事業の全体

令和8年度当初予算案 86億円(97億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。(実施主体:都道府県、負担割合:国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績:44都道府県) ※下線(令和8年度拡充分)

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 ○ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ○ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ○ 離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ○ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ○ 管理者等に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ○ 介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 小規模事業者等による協働化等推進事業 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

目的

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進する。

実施主体

入門的研修の実施主体は、都道府県及び市区町村。（民間団体への委託も可）
実施主体は、研修修了者に対して、修了証明書を発行する。

実施例①：1日で実施する場合

- ✓ 介護に関する基礎講座として、介護に関する基礎知識（1.5時間）と介護の基本（1.5時間）のみを実施

実施例②：3日程度で実施する場合

- ✓ 1日7時間で研修を実施

日数	項目	時間
1日目	・介護に関する基礎知識	1.5時間
	・介護の基本	1.5時間
	・認知症の理解	4時間
2日目	・基本的な介護の方法	7時間
3日目	・基本的な介護の方法	3時間
	・障害の理解	2時間
	・介護における安全確保	2時間
合計		21時間

実施例③：6日程度で実施する場合

- ✓ 1日3～4時間で研修を実施

日数	項目	時間
1日目	・介護に関する基礎知識	1.5時間
	・介護の基本	1.5時間
2日目	・基本的な介護の方法	3時間
3日目	・基本的な介護の方法	3時間
4日目	・基本的な介護の方法	4時間
5日目	・認知症の理解	4時間
6日目	・障害の理解	2時間
	・介護における安全確保	2時間
合計		21時間

人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

概要

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。（※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。）
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
 - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
 - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

評価項目、認証基準の例

	評価項目例（一部抜粋）	認証基準例（一部抜粋）
労働環境・処遇の改善	・明確な給与体系の導入 ・休暇取得、育児介護との両立支援 ・業務省力化への取組	・給与支給基準、昇級基準等の策定、周知 ・有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスメント対策 ・ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策
新規採用者の育成体制	・新規採用者育成計画の策定、研修の実施 ・OJT指導者、エルダー等へ研修実施	・新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定 ・OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施
キャリアパスと人材育成	・キャリアパス制度の導入 ・資格取得に対する支援	・キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール ・職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施 ・介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助

実施自治体数

36 都道府県（令和7年4月1日現在）

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月23日厚生労働省）」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、**全都道府県での実施を目指すこととされている。**

参考資料37

介護職員等が行う医行為及び法定研修・制度の内容について

実施可能な行為

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
- 介護福祉士以外の介護職員等
※一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆喀痰吸引等研修を行うこと（※）
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合等

- （※）喀痰吸引等研修の内容
- ・ 講義＋演習＋実地研修で構成
 - ・ 対象者を特定せずたんの吸引等を行う場合と、特定する場合、実施する行為を限定する場合によって研修内容が異なる
 - ・ 研修受講後、都道府県より「認定証」を交付

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置等
- <対象となる施設・事業所等の例>
 - ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
 - ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
 - ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
 - ・ 特別支援学校

実施時期

- 平成24年4月1日施行
（介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）

参考資料38

特定登録者及び新特定登録者の今後の取扱いについて

- ・ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）により、介護福祉士は業として喀痰吸引等の行為を行うことができることとされた。
- ・ 一方、平成27年度以前に介護福祉士の登録を受けている者又は介護福祉士となる資格を有する者（①特定登録者）は、養成課程の中に医療的ケアに関する内容が含まれていない場合があり、実務経験ルートの場合も実務者研修を受講していないことから、必要な研修（厚生労働大臣の指定する研修）を受講した上で（公財）社会福祉振興・試験センターに申請することにより喀痰吸引等の行為を行うことができる。
- ・ また、国家試験に受験・合格せずに介護福祉士の資格を有している者（②新特定登録者）についても、国家試験合格による知識・技術の修得が認められないことから、特定登録者と同様の取扱いとされている。
- ・ これらの者が、介護福祉士の業として喀痰吸引等の行為を行うために、実施可能な行為を介護福祉士登録証に記載するための申請を行うことができる期限は、令和9年3月31日（令和8年度末）までとされている。

今後の取扱い

- 現行法に基づき①特定登録者又は②新特定登録者（平成28年度養成施設卒業者に限る。）（以下「特定登録者等」という。）の申請については、令和8年度末までで終了する。
- 登録証への行為の記載にあたっては、指定研修を実地研修まで修了していることが分かる書類を添付の上、令和8年度末までに（公財）社会福祉振興・試験センターに変更申請を行っていただく必要がある。
- なお、期限までに上記申請をしなかった特定登録者等は、介護福祉士の業として喀痰吸引等の行為を行うことはできなくなるが、認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合には、特定行為として喀痰吸引等の行為を行うことができる。

福祉人材センターについて

社会福祉法に基づき、中央福祉人材センター及び都道府県福祉人材センターを設置し、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会等を実施することにより、社会福祉事業従事者の確保を推進するもの。

中央福祉人材センター

社会福祉法第99条の規定により全国に1個に限り指定

- 【実施主体】 全国社会福祉協議会
 【予算】 52,980千円(令和8年度当初予算案)
 【主な業務】 (社会福祉法第100条)
 ・ 都道府県福祉人材センター業務に関する啓発活動(第1号)
 ・ 二以上の都道府県域における社会福祉事業等従事者確保に関する調査研究(第2号)
 ・ 都道府県福祉人材センター職員等に対する研修(第3号)
 ・ 社会福祉事業等従事者に対する研修(第4号)
 ・ 都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導(第5号)
 ・ 人材需給情報の収集、提供(第6号) 等

都道府県福祉人材センター

社会福祉法第93条の規定により都道府県ごとに1個に限り指定

- 【実施主体】 都道府県(都道府県社会福祉協議会を指定)
 ・ 都道府県福祉人材センター(全国47ヶ所)
 ・ 福祉人材バンク(都道府県福祉人材センターの支所(全国27ヶ所))
 【予算】 生活困窮者就労準備支援事業等補助金の内数
 【主な業務】 (社会福祉法第94条)
 ・ 社会福祉事業等に関する啓発活動(第1号)
 ・ 社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究(第2号)
 ・ 社会福祉事業等経営者に対する人材確保相談(第3号)
 ・ 社会福祉事業等従事者に対する研修(第4号)
 ・ 社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡(第5号)
 ・ 社会福祉事業等に従事しようとする者への無料職業紹介(第6号)
 (※「福祉のお仕事」HP参照)
 ・ 社会福祉事業等に従事しようとする者への就業促進に関する情報提供、相談その他の援助(第7号) 等

【パンフレット】



【「福祉のお仕事」HP】



介護人材の届出システムの概要(平成29年4月1日稼働)

1 届出の概要

社会福祉法第95条の3により、社会福祉事業等に従事している介護福祉士等が離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となっている。
 ※ 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程の修了者も届け出ることが可能。

2 届出のタイミング

【社会福祉法第95条の3第1項、第2項 社会福祉法施行規則第29条の2】

- ① 社会福祉事業等を実施する事業所を離職するなど以下の場合
 ◆ 介護福祉士等が離職した場合
 ◆ 社会福祉事業等に従事しなくなった場合
 ◆ 介護福祉士の登録を受けた後など、社会福祉事業等に直ちに就労する見込みがない場合
 ② 既に届け出た事項に変更が生じた場合

3 届出事項

【社会福祉法施行規則第29条の3】

- ◆ 氏名、生年月日及び住所
 ◆ 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
 ◆ 介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日
 ◆ 就業に関する状況(現在、就業しているか否かなど)
 ※ 上記の他、任意事項として、離職理由(転職、進学、家族の介護等)、復職意向(「すぐ」、「いずれ」等)や希望条件(自由記載)など

4 届出の方法

【社会福祉法施行規則第29条の4】

- ◆ 届出は、パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。※ 人材センターへの来所による届出も可。
<http://www.fukushi-work.jp/todokede/> (介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」)



5 届出の支援

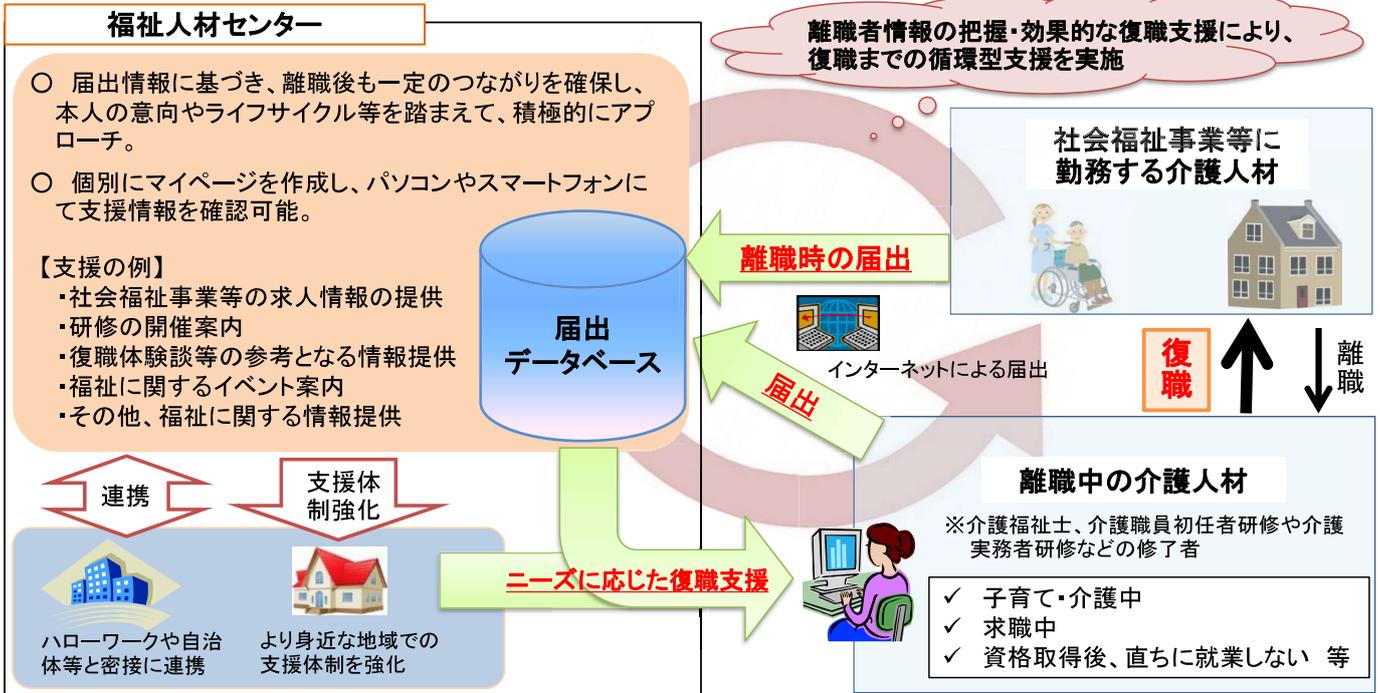
【社会福祉法第95条の3第3項】

- ① 以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。
 ◆ 社会福祉事業等を経営する者
 ◆ 介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者
 ② 「支援」とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促すなどの支援。

(参考)
 離職した介護福祉士等の届出状況
 全国計 56,920人(令和8年1月末現在)

福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

- 都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
- 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
- 地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。



都道府県福祉人材センターにおける地域の実情を踏まえた効果的な事業の実施等の促進に向けた対応について(概要)

(令和6年4月4日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

趣旨等

- ・ 都道府県福祉人材センターは、平成4年以来、社会福祉法第94条に基づき、福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行ってきた。
- ・ 福祉人材を巡る情勢も大きく変化し、職業紹介事業においては民間職業紹介事業者の参入が進み、地方公共団体など公的機関においても様々な事業が実施されている中、**各センターは、民間職業紹介事業者等が担いにくい事業の実績・事業手法を有している。**
- ・ 他方、各センターが効果的な事業を実施するためには、都道府県の対策の中で、**各センターが果たすべき役割を明確にしつつ、地域の各施策・関係諸機関と連携して取組を進めていくことが不可欠。**
- ・ このため、各センターが行う多様な事業・取組事例、その実情や強み、事業の的確な把握に資する指標等を示すとともに、地域の実情に応じた対策の中で、**各センターがその事業実績や強みを発揮できるよう、各センターと連携した対策を推進**するよう都道府県に依頼。

主な内容

1. 福祉人材センターの事業と都道府県の福祉人材確保対策との連携・調整

都道府県福祉人材センターが果たすべき役割と機能については、中央福祉人材センターが策定した「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」において、

- ・ 3つの方向性 (1. 社協らしさとセンターの強みの発揮、2. 関係者の連携・協働による取組の強化、3. 市町村等での取組の強化) と、
- ・ 5つの主要課題 (①すそ野拡大に向けた多様なアプローチ、②福祉施設・事業所に対する支援、③きめ細かなマッチングの強化と定着促進、④魅力発信と将来的な福祉人材の確保、⑤関係者の連携促進と取組の推進)

が示されている。今後、地域の対策の中で、どの課題に重点的にアプローチをし、その中で各センターが担う役割について明確にしていく必要があるため、各センターと都道府県で連携・調整を進める。

2. 5つの主要課題に積極的に取り組めるよう取組事例を提示

3. 事業運営に当たり国の補助金等の活用及びハローワークとの連携の促進

4. 各センターの取組状況の定期的な確認等

(※確認をする際には、数字だけでなく時間を割いて対応している状況等を丁寧に確認)

5. 中央福祉人材センターによる各センターに関する連絡及び支援等を行うための積極的な連携

退職自衛官の再就職先の拡充を図るための都道府県福祉人材センターと自衛隊地方協力本部等との連携について（概要）

（令和7年4月4日付け厚生労働省社会・援護局長、防衛省人事教育局長通知）

趣旨・概要等

- ・都道府県福祉人材センターは、平成4年以来、社会福祉法第94条に基づき、福祉の仕事に関する啓発活動、職員の確保に関する事業所への相談支援、無料職業紹介等、福祉人材確保に関する取組を幅広く行ってきた。
- ・また、自衛隊においては、若年定年制（50歳半ば以降で退職）及び任期制（20～30歳半ばで退職）を採っており、**退職自衛官の再就職先の一つとして福祉・介護分野を選んでいる者や福祉・介護分野において有用な資格を保有している者が一定数いる**ところ。
- ・昨年末に策定された、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」において、**退職自衛官が培ってきた知識・技能・経験を活かすことができる環境を整え、より円滑な再就職に取り組むこととされた。**
- ・**福祉人材センターと自衛隊地方協力本部等が連携して支援を行うことにより、福祉・介護分野への再就職を促し、**その支援が効果的なものとなるよう、都道府県に対して福祉人材センターへの支援を依頼

再就職支援の流れ



具体的な連携事例

- ・地域の福祉事業者と連携した人材確保の取組や求職者等への情報提供及び相談援助等を行う **福祉人材センターと自衛官の再就職支援業務等を行う自衛隊地方協力本部等の双方の強みをいかした取組を共有する連絡会議等の設定**
- ・地域の福祉事業者、福祉人材センター及び自衛隊地方協力本部等の連携による **予備自衛官等制度の周知等**
- ・福祉人材センターが主催する **就職フェア、職場見学会、各種研修会等に退職予定自衛官が参加**できるように案内
- ・再就職に際して活用できる **支援メニュー（介護分野就職支援金貸付等）の案内**
- ・自衛隊地方協力本部等が主催する **退職予定自衛官等向けのセミナーに福祉人材センターが参加**することや **合同企業説明会等のイベントの情報提供等**



職業訓練の様子(介護職員初任者研修)

福祉人材センター・ハローワーク連携事業について

（令和7年12月18日一部改正 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

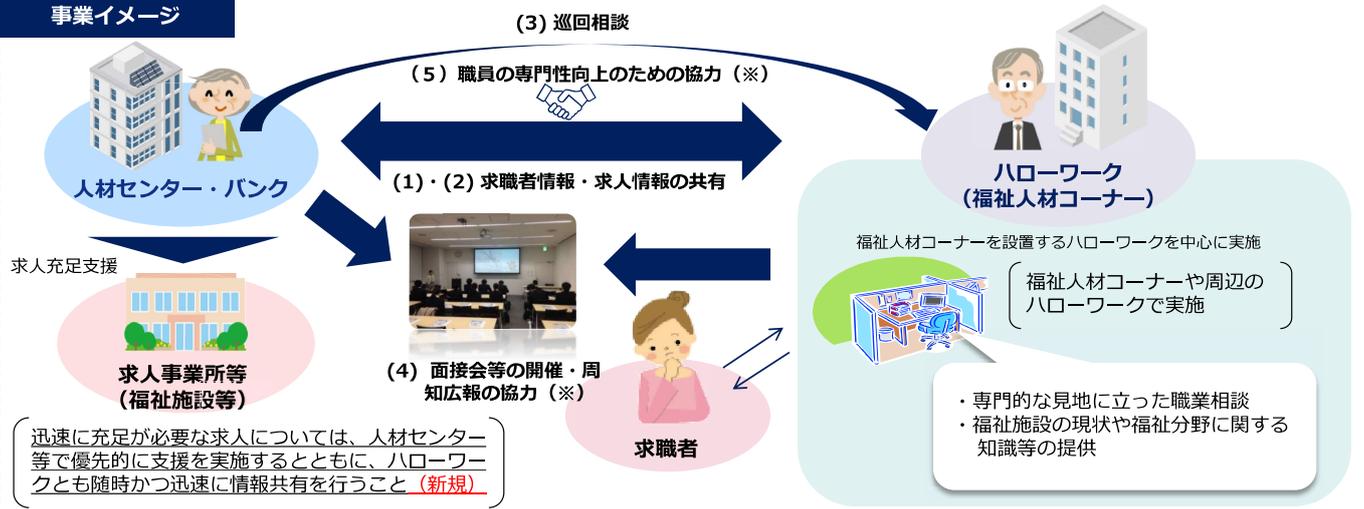
福祉人材センターとハローワークの両者の強みを活かした更なる連携を図ることにより、介護関係職種での就業を希望する者と福祉施設等とのマッチングを強化

【主な事業内容】

- (1) 求職者情報の共有による求職者の適性やニーズに応じた就職支援
- (2) 求人情報の共有による幅広い情報提供の実施
- (3) ハローワークのスペースを活用した福祉人材センターによる巡回相談
- (4) 面接会やセミナー等の開催及び周知広報の相互協力
- (5) **福祉人材センター及びハローワーク職員の専門性向上のための協力（新規）**

※そのほか介護の仕事の魅力発信に資するツールの共有、求職者向けセミナー等の合同開催や福祉分野に係るセミナー等への講師派遣、離職等の届出をした介護福祉士等に対して、ハローワークの周知等、センターとハローワークの合同研修など（新規）

事業イメージ



都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

※「福祉人材情報システム」上の数値のみを掲載。都道府県への報告数はシステム外の実績も含むため、実数とは異なる。

2025年4月～12月分

県名	新規求人数 (a)	新規求人数 (f)	有効求人数 (b)	有効求人数 (件数)	新規求職者数 (c)	有効求職者数 (d)			紹介・応募数			採用人数 (e)	
						内学生			内紹介数	内応募数		紹介による採用人数	
01. 北海道	7,762	4,073	22,554	11,638	1,164	3,670	305	8.3%	165	134	31	100	97
02. 青森県	1,782	1,068	4,887	2,924	539	1,569	31	2.0%	98	97	1	58	58
03. 岩手県	3,490	2,034	10,157	5,849	883	2,542	76	3.0%	201	192	9	119	119
04. 宮城県	2,774	1,328	7,954	3,814	1,140	2,975	261	8.8%	26	23	3	12	12
05. 秋田県	1,377	804	4,043	2,296	342	1,040	76	7.3%	75	72	3	52	51
06. 山形県	2,924	1,905	8,111	5,237	378	1,087	30	2.8%	46	46	0	32	32
07. 福島県	3,076	1,385	9,319	4,138	725	2,598	946	36.4%	65	63	2	37	37
08. 茨城県	4,257	1,996	11,725	5,555	639	1,851	447	24.1%	178	175	3	127	127
09. 栃木県	7,103	2,763	16,282	7,165	842	2,608	631	24.2%	171	167	4	116	115
10. 群馬県	4,766	2,782	13,656	7,891	1,433	4,451	924	20.8%	206	192	14	145	144
11. 埼玉県	13,581	6,216	40,779	18,459	2,025	6,693	1,915	28.6%	119	91	28	41	35
12. 千葉県	5,275	2,277	15,819	6,762	1,238	4,104	802	19.5%	60	37	23	10	9
13. 東京都	8,368	4,218	23,165	11,493	2,750	8,532	831	9.7%	270	96	174	29	17
14. 神奈川県	12,843	5,969	37,263	17,084	1,788	5,533	551	10.0%	240	174	66	130	119
15. 新潟県	4,502	2,106	14,410	6,430	279	1,223	517	42.3%	23	17	6	9	6
16. 富山県	2,206	1,171	6,694	3,444	543	2,388	1,419	59.4%	96	95	1	84	84
17. 石川県	2,633	1,532	7,683	4,392	755	2,378	167	7.0%	140	136	4	101	101
18. 福井県	2,032	1,302	6,353	3,912	409	1,498	400	26.7%	51	51	0	40	40
19. 山梨県	2,085	1,135	6,043	3,227	299	802	85	10.6%	97	92	5	47	47
20. 長野県	4,002	2,040	11,340	5,926	665	2,138	383	17.9%	69	62	7	50	49
21. 岐阜県	4,816	2,321	13,695	6,567	659	1,921	410	21.3%	85	81	4	27	27
22. 静岡県	11,072	6,056	32,177	17,238	3,582	12,251	3,703	30.2%	422	396	26	322	319
23. 愛知県	9,167	4,180	27,264	12,255	1,405	4,311	368	8.5%	59	44	15	25	24
24. 三重県	3,992	1,908	11,970	5,640	290	807	29	3.6%	27	26	1	16	16
25. 滋賀県	3,102	1,722	9,117	5,013	732	2,435	501	20.6%	47	45	2	27	25
26. 京都府	6,043	3,241	18,561	9,623	1,613	6,405	2,788	43.5%	226	209	17	187	183
27. 大阪府	3,634	1,801	11,222	5,432	1,523	4,372	267	6.1%	158	92	66	44	33
28. 兵庫県	2,823	1,194	9,096	3,568	283	844	116	13.7%	49	34	15	15	13
29. 奈良県	4,123	2,063	11,652	5,721	447	1,320	159	12.0%	96	96	0	71	71
30. 和歌山県	1,760	991	5,182	2,899	370	1,067	35	3.3%	33	33	0	28	28
31. 鳥取県	1,162	589	4,376	1,920	256	882	276	31.3%	25	24	1	23	23
32. 島根県	2,960	1,804	9,309	5,466	664	2,474	992	40.1%	69	65	4	52	52
33. 岡山県	3,318	1,571	10,288	4,800	1,552	5,141	866	16.8%	41	27	14	17	17
34. 広島県	3,975	1,758	12,349	5,413	485	1,629	531	32.6%	18	16	2	15	15
35. 山口県	1,738	884	5,198	2,588	977	3,165	714	22.6%	53	53	0	38	38
36. 徳島県	1,468	823	4,419	2,488	995	3,103	288	9.3%	25	18	7	6	6
37. 香川県	2,919	1,617	8,628	4,728	1,790	5,607	613	10.9%	68	65	3	52	52
38. 愛媛県	3,984	2,178	11,060	6,015	610	1,853	206	11.1%	74	70	4	64	63
39. 高知県	2,864	1,790	8,191	5,047	1,194	3,746	347	9.3%	74	74	0	46	46
40. 福岡県	7,084	3,318	20,505	9,557	488	1,748	535	30.6%	135	122	13	51	47
41. 佐賀県	1,012	524	2,923	1,507	508	1,486	87	5.9%	24	22	2	21	20
42. 長崎県	3,731	2,238	11,565	6,832	633	2,162	464	21.5%	120	117	3	86	86
43. 熊本県	1,841	1,115	5,479	3,331	365	1,107	104	9.4%	22	18	4	6	5
44. 大分県	1,636	900	4,614	2,547	112	339	0	0.0%	18	17	1	12	12
45. 宮崎県	1,819	1,181	5,242	3,392	350	1,199	459	38.3%	57	56	1	38	38
46. 鹿児島県	1,673	961	4,987	2,846	137	379	11	2.9%	45	44	1	30	30
47. 沖縄県	1,531	760	4,329	2,097	503	1,590	469	29.5%	25	25	0	21	20
合計	192,085	97,592	561,635	282,166	41,359	133,023	26,135		4,491	3,901	590	2,679	2,608
全国平均値	4,087	2,076	11,950	6,004	880	2,830	556		96	83	13	57	55

注) 表の合計について、小数点以下四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

* 有効求人数・有効求人数・有効求職者数は、2025年4月～12月の累計。

* 新規求人数・新規求人数・新規求職者数・紹介／応募人数・採用人数は、2025年4月～12月の累計。

* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

* 応募人数は、福祉人材情報システムにより求職者が求人に対し、自ら申し込んだ件数。

* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募を利用して、採用が決まった人数の中で、福祉人材情報システム上の採用人数を掲載。

* 紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

参考) 前年度比

(2025年4～12月の累計/2024年4～12月の累計)

人数(a)	有効求人倍率(b/d)	充足率(e/a)	就職率(e/c)
01. 北海道	6.15	1.3%	8.6%
02. 青森県	3.11	3.3%	10.8%
03. 岩手県	4.00	3.4%	13.5%
04. 宮城県	2.67	0.4%	1.1%
05. 秋田県	3.89	3.8%	15.2%
06. 山形県	7.46	1.1%	8.5%
07. 福島県	3.59	1.2%	5.1%
08. 茨城県	6.33	3.0%	19.9%
09. 栃木県	6.24	1.6%	13.8%
10. 群馬県	3.07	3.0%	10.1%
11. 埼玉県	6.09	0.3%	2.0%
12. 千葉県	3.85	0.2%	0.8%
13. 東京都	2.72	0.3%	1.1%
14. 神奈川県	6.73	1.0%	7.3%
15. 新潟県	11.78	0.2%	3.2%
16. 富山県	2.80	3.8%	15.5%
17. 石川県	3.23	3.8%	13.4%
18. 福井県	4.24	2.0%	9.8%
19. 山梨県	7.53	2.3%	15.7%
20. 長野県	5.30	1.2%	7.5%
21. 岐阜県	7.13	0.6%	4.1%
22. 静岡県	2.63	2.9%	9.0%
23. 愛知県	6.32	0.3%	1.8%
24. 三重県	14.83	0.4%	5.5%
25. 滋賀県	3.74	0.9%	3.7%
26. 京都府	2.90	3.1%	11.6%
27. 大阪府	2.57	1.2%	2.9%
28. 兵庫県	10.78	0.5%	5.3%
29. 奈良県	8.83	1.7%	15.9%
30. 和歌山県	4.86	1.6%	7.6%
31. 鳥取県	4.96	2.0%	9.0%
32. 島根県	3.76	1.8%	7.8%
33. 岡山県	2.00	0.5%	1.1%
34. 広島県	7.58	0.4%	3.1%
35. 山口県	1.64	2.2%	3.9%
36. 徳島県	1.42	0.4%	0.6%
37. 香川県	1.54	1.8%	2.9%
38. 愛媛県	5.97	1.6%	10.5%
39. 高知県	2.19	1.6%	3.9%
40. 福岡県	11.73	0.7%	10.5%
41. 佐賀県	1.97	2.1%	4.1%
42. 長崎県	5.35	2.3%	13.6%
43. 熊本県	4.95	0.3%	1.6%
44. 大分県	13.61	0.7%	10.7%
45. 宮崎県	4.37	2.1%	10.9%
46. 鹿児島県	13.16	1.8%	21.9%
47. 沖縄県	2.72	1.4%	4.2%
合計			
平均値	4.22	1.4%	6.5%

新規求人数(a)	新規求人数(f)	新規求職者数(c)	採用人数(e)
106.4%	108.5%	91.1%	87.7%
120.2%	118.4%	91.4%	98.3%
114.7%	108.0%	109.0%	135.2%
109.4%	110.3%	194.9%	109.1%
92.5%	88.5%	122.1%	96.3%
125.5%	133.5%	109.6%	114.3%
91.5%	90.8%	135.0%	231.3%
126.5%	121.3%	117.5%	162.8%
125.2%	99.4%	94.1%	85.3%
96.4%	102.1%	120.2%	78.0%
100.8%	104.2%	107.8%	113.9%
87.7%	104.0%	100.5%	47.6%
93.7%	99.1%	92.7%	69.0%
98.1%	92.7%	107.6%	86.7%
123.3%	121.5%	59.0%	9.6%
94.4%	96.8%	91.0%	90.3%
94.6%	95.8%	85.2%	91.0%
91.8%	92.9%	61.6%	45.5%
101.1%	105.3%	115.0%	127.0%
106.4%	97.0%	95.7%	89.3%
90.1%	92.5%	120.3%	135.0%
95.4%	96.0%	101.6%	79.9%
119.0%	115.9%	96.0%	250.0%
107.4%	109.2%	92.1%	57.1%
94.6%	95.5%	93.2%	100.0%
96.0%	98.8%	102.3%	125.5%
79.3%	83.8%	172.5%	151.7%
103.9%	111.2%	159.9%	136.4%
126.9%	125.0%	87.1%	79.8%
81.8%	81.3%	122.9%	54.9%
83.1%	90.6%	86.2%	79.3%
93.8%	94.7%	91.8%	130.0%
98.7%	97.5%	101.5%	566.7%
120.3%	112.0%	82.1%	300.0%
83.6%	86.1%	95.8%	90.5%
62.2%	62.6%	66.5%	27.3%
97.5%	106.0%	98.7%	106.1%
129.3%	133.9%	112.8%	123.1%
97.9%	104.4%	101.9%	121.1%
107.0%	108.0%	99.0%	82.3%
84.1%	89.3%	102.6%	123.5%
98.6%	99.8%	93.5%	113.2%
79.4%	78.3%	105.8%	31.6%
92.6%	89.7%	64.4%	46.2%
104.9%	103.2%	105.7%	59.4%
98.8%	100.6%	69.2%	200.0%
85.3%	87.3%	118.6%	87.5%
101.1%	101.3%	101.4%	92.4%
101.1%	101.3%	101.4%	92.4%

注) 採用人数(e)の前年度比(%)にて顕著な増減がある都道府県の中には、人数の規模による場合がある。

都道府県福祉人材センター・福祉人材バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL1	FAX
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1番地	かでる2.7 2階	011-272-6662	011-272-6663
	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33番6号	函館市総合福祉センター3階	0138-23-8546	0134-23-2224
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目893番地-1	旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138	0166-23-0746
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12番3号	釧路市総合福祉センター内	0154-24-1686	0154-24-3762
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3丁目9番地1	帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525	0155-21-2415
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号	北見市総合福祉会館内	0157-22-8046	0157-61-8183
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3丁目3-8	苫小牧市民活動センター1階	0144-32-7111	0144-34-8151
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3丁目20-30	県民福祉プラザ2階	017-777-0012	017-777-0015
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市宮園2丁目8-1	弘前市社会福祉センター	0172-36-1830	0172-33-1163
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8丁目8-155	八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940	0178-47-1881
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	ふれあいランド岩手2階	019-637-4522	019-637-9612
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0011	仙台市青葉区上杉3-3-1	みやぎハートフルセンター3階	022-262-9777	022-261-9555
秋田県	秋田県福祉人材センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880	018-864-2877
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739	023-633-7730
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5662	024-521-5663
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918番地	茨城県総合福祉会館2階	029-244-4544	029-244-4543
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622	028-623-4963
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600	027-255-6040
	群馬県福祉マンパワーセンター高崎支所	370-0045	群馬県高崎市東町80番地1	高崎市労使会館1階	027-324-2761	027-255-6040
	東毛地区福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549番地	太田市福祉会館1階	0276-48-9599	0276-48-9599
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ1階	048-833-8033	048-833-8062
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-8508	千葉市中央区千葉港4-5	千葉県社会福祉センター1階	043-306-1277	043-306-1281
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階	03-5211-2860	03-5211-1494
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13	オリンピック第3ビル7階	042-595-8422	042-595-8432
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター13階	045-312-4816	045-313-4590
	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5	総合福祉センター5階	044-739-8726	044-739-8740
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2丁目2番2号	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523	025-282-0548
富山県	富山県福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5番21号	富山県総合福祉会館	076-432-6156	076-432-6532
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4-17-1	石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151	076-234-1153
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2丁目3番22号	福井県社会福祉センター1階	0776-28-3180	0776-24-0063
	嶺南福祉人材バンク	917-0069	小浜市小浜白鬚112	白鬚業務棟3階	0770-52-7833	0770-52-7834
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ内	055-254-8654	055-254-8690
長野県	長野県福祉人材センター	380-0936	長野市中御所岡田98-1	長野保健福祉事務所庁舎内	026-226-7330	026-227-0137
岐阜県	岐阜県福祉人材総合支援センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉・農業会館内	058-276-2510	058-276-2571
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館	054-271-2110	054-272-8831
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3	沼津商連会館ビル2階	055-952-2942	055-952-2943
	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8	浜松市福祉交流センター1階	053-458-9205	053-453-0716
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市東区白壁1丁目50番地	愛知県社会福祉会館5階	052-212-5519	052-212-5520
	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115	豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111	0532-52-1112
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2丁目131	三重県社会福祉会館内	059-224-1082	050-222-0170

都道府県福祉人材センター・福祉人材バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL1	FAX
滋賀県	滋賀県介護・福祉人材センター くさつセンター	525-0032	草津市大路1-1-1	エルティ932 3階	077-567-3925	077-567-3928
	滋賀県介護・福祉人材センター ひこねセンター	522-0074	彦根市大東町2-28	アル・プラザ彦根4階	0749-21-6300	0749-21-6205
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375	ハートピア京都地下1階	075-252-6297	075-252-6312
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター3階	06-6762-9020	06-6764-1574
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター1階	078-271-3881	078-271-3882
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11	県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160	0744-29-6114
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2丁目1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211	073-435-5209
	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	田辺市民総合センター内	0739-26-4918	0739-26-2928
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5	県立福祉人材研修センター	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957	0852-32-5956
	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1	いわみーる2階	0855-24-9340	0855-24-9341
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1	きらめきプラザ1階	086-226-3507	086-801-9190
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-256-4848	082-256-2228
	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5丁目12番21号	呉市福祉会館内	0823-21-5013	0823-25-7453
山口県	山口県福祉人材センター	754-0041	山口市小郡令和1-1-1	KDDI維新ホール3階	083-902-2355	083-902-5877
徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943	徳島市中昭和町1丁目2	徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040	088-656-1173
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター4階	087-833-0250	087-861-5622
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町三丁目8番15号	愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-5344	089-921-3398
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県立ふくし交流プラザ1階	088-844-3511	088-821-6765
	安芸福祉人材バンク	784-0043	高知県安芸市川北甲5685		0887-35-2915	0887-35-8549
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3	四万十市社会福祉センター	0880-35-5514	0880-35-5241
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7	クローバープラザ2階	092-584-3310	092-584-3319
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石1-1-34		0942-34-3035	0942-34-3090
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4	飯塚市社会福祉協議会内	0948-43-3602	0948-21-4020
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市中津熊501	総合福祉センターウィズゆくはし	0930-23-1111	0930-22-2903
佐賀県	佐賀県福祉人材センター	840-0815	佐賀市天神一丁目4-15	佐賀県社会福祉会館	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県	長崎県福祉人材センター	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター2階	095-846-8656	095-846-8798
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077	096-324-5464
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3丁目4番1号	大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000	097-552-7002
	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1番8号	日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7026	0973-24-3452
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2番22号	宮崎県福祉総合センター内	0985-32-9740	0985-27-0877
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1番7号	県社会福祉センター内	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4丁目373-1	沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703	098-886-8474
	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1	名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142	0980-53-6042

I 事業推進・運営体制等

1. 職員体制

(1) 令和7年4月1日時点の役職ごとの職員数

都道府県名	介護助手等普及推進員						保育士・保育所 支援センター職員						その他						役職					
	合計	正規			非正規			合計	正規			非正規			合計	正規				非正規				
		常勤	増減	人数	常勤	増減	人数		常勤	増減	人数	常勤	増減	人数		常勤	増減	人数		常勤	増減	人数		
			比較			比較				比較			比較				比較				比較		比較	比較
合計	10	5	7	-	4	1	13	4	72	9	9	1	52	11	32	6	69	7	5	-	46	16	28	7
平均	1	1	1	1	1	2	1	3	1	1	1	2	2	1	1	4	1	1	4	2	2	1		
記入C数	9	5	5	-	3	1	6	4	28	7	7	1	23	5	27	5	18	5	5	-	13	7	17	6
北海道																								職場体験事業、離職した介護福祉士等就業促進事業
青森県																								事業所アドバイザー
岩手県								2				2												
宮城県																								
秋田県																								
山形県																	2				2			保育士・保育所支援コーディネーター福祉人材確保貸付担当
福島県	1	1				1	2					2									2	1		「福祉人材確保相談担当」「若者参入推進員」
茨城県	1					1	1					2												
栃木県							4			2		2				10		1		9				介護福祉士等貸付・出前講座、保育士貸付・キャリア研修、福利厚生
群馬県							2					2									1			介護職員相談サポートセンター
埼玉県							3					3									1			保健センターと介護等体験
千葉県							4			1	1	3				3				3				メンタルヘルスアドバイザー
東京都							3					3				11				4	7	1		介護人材確保、なんでも相談、修学資金
神奈川県	1					1	3					3												
新潟県																								
富山県	1					1	1					1												
石川県							2					2	1	1						1				事務嘱託
福井県							2					2									1	1		外国人介護人材担当
山梨県																								
長野県							3					3												
岐阜県																7				7				人材確保・定着等対策、届出登録推進事業、相談事業、研修部門事業、修学資金貸付事業等
静岡県							6			1		5	1	3				1		2	2			外国人サポート事業職場体験事業復職支援事業
愛知県							2					2	1											
三重県	1	1					3			1	人	2												
滋賀県																								
京都府							1					2												
大阪府							2					2				10				2		7	1	介護修学、保育修学
兵庫県																								
奈良県							3					3												
和歌山県							1					1												
鳥取県							5					3	2	2										
島根県							2			2						4				2		2	1	再就職支援コーディネーター、支所長
岡山県																								
広島県	1	1																						
山口県																								
徳島県	2					2	1	2				2									1			貸付事業担当
香川県	1	1					2					2	1											
愛媛県							3					3	1								2	1		外国人介護人材支援センター
高知県	1	1					3			1		2												
福岡県																								
佐賀県							1					1				3					3			修学資金貸付担当
長崎県																								
熊本県							2					2												
大分県							1					1				2					2			職場体験、介護入門者研修、介護入門セミナー
宮崎県																5				1		4	1	貸付担当
鹿児島県																								
沖縄県																								

II 福祉人材センター事業の実績

1. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和6年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ①個別(出張)相談

都道府県名	ハローワーク				市区町村社協				養成校、大学、高校等			
	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	312か所	3,244回	6,122件	1,424件	25か所	272回	241件	19件	228か所	465回	1,470件	402件
平均	7か所	72回	136件	32件	2か所	25回	22件	2件	14か所	29回	92件	25件
記入C数	45				11				16			
北海道	10か所	55回	80件									
青森県	1か所	12回	11件	5件								
岩手県	13か所	277回			3か所	21回						
宮城県	10か所	92回	435件	119件								
秋田県	1か所	12回	1件	1件					1か所	1回	10件	7件
山形県	8か所	107回	266件	63件								
福島県	9か所	108回	152件		7か所	72回	61件					
茨城県	6か所	35回	57件	36件								
栃木県	11か所	125回	190件									
群馬県	4か所	71回										
埼玉県	12か所	68回	170件	101件								
千葉県	13か所	109回	370件						14か所	31回	133件	115件
東京都	2か所	46回	101件		1か所	8回	7件					
神奈川県	10か所	128回	326件									
新潟県	10か所	51回	60件									
富山県	6か所	93回	106件									
石川県	9か所	120回	114件						3か所	3回	86件	
福井県	4か所	47回	35件	29件								
山梨県	2か所	23回	12件	12件								
長野県	12か所	114回			1か所	1回			5か所	10回		
岐阜県	11か所		483件	268件					8か所	10回	284件	72件
静岡県	14か所	122回	432件	167件								
愛知県	16か所	192回	348件						7か所	7回		
三重県	9か所	107回	157件	36件								
滋賀県	1か所	12回	8件	5件								
京都府	1か所	8回										
大阪府	6か所	36回	99件	11件								
兵庫県	11か所	114回	267件		5か所	159回	119件		146か所	313回	313件	
奈良県	7か所	55回	75件	21件					6か所	14回	128件	107件
和歌山県	7か所	44回	72件		1か所	1回			1か所	7回	61件	
鳥取県	3か所	36回	55件	17件								
島根県	6か所	24回	49件		1か所	1回			14か所	31回	59件	
岡山県	4か所	43回	23件	12件								
広島県	2か所	2回	10件		2か所	3回	6件		2か所	3回		
山口県	9か所	98回	484件	228件								
徳島県	4か所	48回	38件						1か所	2回	4件	
香川県	5か所	79回	254件	133件	2か所	3回	1件	1件				
愛媛県	8か所	84回	91件	19件								
高知県	1か所	24回	34件	21件								
福岡県	3か所	31回										
佐賀県	6か所	73回	101件	44件					7か所	7回	19件	
長崎県	3か所	34回	55件	34件	1か所	2回	31件	18件	3か所	11回	171件	54件
熊本県												
大分県	6か所	130回	168件	37件					6か所	9回	174件	37件
宮崎県	2か所	3回	20件	5件								
鹿児島県	14か所	152回	313件		1か所	1回	16件		4か所	6回	28件	10件
沖縄県												

1. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和6年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ①個別(出張)相談

都道府県名	職場説明会、合同面接会等				その他				窓口	
	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	相談受付数	求職登録数
合計	160か所	244回	1,020件	205件	298か所	492回	773件	157件	12,819件	2,069件
平均	5か所	8回	34件	7件	14か所	23回	37件	7件	1,282件	207件
記入C数	30				21				10	
北海道	2か所	3回	17件						206件	
青森県					1か所	1回	3件			
岩手県					1か所	5回				
宮城県					4か所	6回	19件	2件		
秋田県	1か所	3回	4件	2件	214か所	214回	214件	52件	205件	30件
山形県	4か所	4回	10件		3か所	3回	8件			
福島県	2か所	10回	33件							
茨城県	11か所	15回	54件	26件	13か所	13回	46件	29件	614件	104件
栃木県	4か所	9回	54件							
群馬県	7か所	7回								
埼玉県										
千葉県									482件	52件
東京都	12か所	23回	159件							
神奈川県	2か所	2回	26件		2か所	24回	32件			
新潟県	7か所	7回	12件						196件	
富山県	4か所	4回								
石川県	5か所	5回	9件		25か所	83回	136件			
福井県										
山梨県										
長野県	1か所	10回			3か所	5回				
岐阜県	13か所	23回	260件	73件					240件	268件
静岡県										
愛知県										
三重県							28件			
滋賀県					2か所	10回	12件		2,525件	671件
京都府	15か所	23回								
大阪府	22か所	27回	121件	6件						
兵庫県	4か所	4回	25件		1か所	12回	25件			
奈良県	4か所	4回	4件						6,814件	557件
和歌山県	7か所	10回	22件		2か所	2回	4件		1,413件	376件
鳥取県										
島根県					3か所	8回	63件			
岡山県	9か所	9回	32件	5件						
広島県										
山口県	4か所	6回	7件	2件						
徳島県										
香川県	3か所	4回	75件	50件	2か所	9回	4件	1件		
愛媛県	1か所	1回	10件	10件						
高知県	2か所	4回	12件	8件	4か所	4回	8件	4件		
福岡県	2か所	3回								
佐賀県	2か所	2回	23件							
長崎県	1か所	11回	23件	12件	4か所	5回	15件	7件	124件	11件
熊本県					4か所	42回	74件	43件		
大分県					1か所	23回	46件	2件		
宮崎県	2か所	4回	11件	3件	1か所	2回	21件	8件		
鹿児島県	1か所	1回	17件		7か所	9回	15件	9件		
沖縄県	6か所	6回		8件	1か所	12回				

1. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和6年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ②セミナー・講演会等出張先

都道府県名	ハローワーク			市区町村社協			養成校、大学、高校等		
	カ所数	延べ回数	求職登録数	カ所数	延べ回数	求職登録数	カ所数	延べ回数	求職登録数
合計	160カ所	959回	433件	11カ所	11回		192カ所	255回	500件
平均	5カ所	31回	14件	3カ所	3回		6カ所	8回	16件
記入C数	31			4			32		
北海道	10カ所	70回					22カ所	36回	
青森県	1カ所	12回	5件						
岩手県							2カ所	2回	
宮城県	4カ所	6回	5件						
秋田県	11カ所	132回	42件						
山形県	4カ所	4回					1カ所	1回	18件
福島県	9カ所	108回					9カ所	9回	
茨城県	9カ所	16回	10件						
栃木県							10カ所	13回	88件
群馬県	1カ所	7回							
埼玉県	10カ所	43回	3件						
千葉県							3カ所	3回	
東京都	4カ所	5回					7カ所	7回	
神奈川県	7カ所	12回		3カ所	3回		8カ所	11回	
新潟県	5カ所	38回							
富山県	5カ所	59回					8カ所	8回	
石川県	9カ所	112回					2カ所	2回	
福井県	3カ所	18回	23件				13カ所	13回	
山梨県	1カ所	10回					1カ所	1回	
長野県	12カ所	114回							
岐阜県	1カ所	1回		1カ所	1回				
静岡県							8カ所	13回	
愛知県	2カ所	4回		2カ所	2回				
三重県							4カ所	8回	14件
滋賀県	5カ所	39回	27件				7カ所	10回	
京都府							5カ所	8回	
大阪府	2カ所	2回					19カ所	25回	
兵庫県	7カ所	14回	264件				1カ所	1回	11件
奈良県	2カ所	4回					4カ所	6回	
和歌山県	5カ所	25回					13カ所	16回	
鳥取県							2カ所	2回	20件
島根県							8カ所	11回	107件
岡山県									
広島県							1カ所	2回	
山口県							4カ所	4回	
徳島県	3カ所	3回					3カ所	4回	
香川県	1カ所	12回					4カ所	4回	43件
愛媛県									
高知県	4カ所	43回	49件				5カ所	10回	109件
福岡県							3カ所	5回	
佐賀県	1カ所	1回					3カ所	3回	
長崎県							2カ所	4回	60件
熊本県	9カ所	10回		5カ所	5回				
大分県									
宮崎県							2カ所	3回	30件
鹿児島県	11カ所	11回	5件						
沖縄県	2カ所	24回					8カ所	10回	

1. 求職者・求人事業所に対する相談支援等（令和6年度実績）

（1）求職者に対する相談支援等 ②セミナー・講演会等出張先

都道府県名	職場説明会、合同面接会等			その他		
	カ所数	延べ回数	求職登録数	カ所数	延べ回数	求職登録数
合計	55カ所	312回	4件	566カ所	594回	214件
平均	6カ所	31回	0件	44カ所	46回	16件
記入C数	10			13		
北海道						
青森県				1カ所	1回	3件
岩手県						
宮城県						
秋田県				534カ所	534回	
山形県	2カ所	2回		2カ所	2回	
福島県						
茨城県				1カ所	1回	
栃木県						
群馬県	7カ所	7回				
埼玉県				1カ所	12回	
千葉県	1カ所	2回				
東京都						
神奈川県	31カ所	277回				
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県				3カ所	3回	
山梨県				1カ所	3回	25件
長野県						
岐阜県	1カ所	1回				
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県	3カ所	3回				
京都府	1カ所	4回				
大阪府				1カ所	1回	
兵庫県				2カ所	4回	76件
奈良県						
和歌山県						
鳥取県	5カ所	12回	4件	3カ所	3回	7件
島根県				10カ所	10回	81件
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県	2カ所	2回		3カ所	6回	
大分県						
宮崎県				4カ所	14回	22件
鹿児島県						
沖縄県	2カ所	2回				

1. 求職者・求人事業所に対する相談支援等

(2) 求人事業所に対する相談支援等 ①キャリア支援専門員による相談支援

都道府県名	施設・事業所						施設・事業所以外			計		
	(うち)社会福祉法人						カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数						
合計	3,949カ所	17,345回	815件	672カ所	4,107回	40件	335カ所	2,064回		4,284カ所	19,409回	815件
平均	120カ所	526回	25件	26カ所	158回	2件	56カ所	344回		130カ所	588回	25件
記入C数	33			26			6			33		
北海道	104カ所	104回		60カ所	60回					104カ所	104回	
青森県	436カ所	436回	280件							436カ所	436回	280件
岩手県		339回									339回	
宮城県	65カ所			37カ所			12カ所			77カ所		
秋田県	605カ所	605回	22件							605カ所	605回	22件
山形県	30カ所	30回		9カ所	9回					30カ所	30回	
福島県	21カ所	21回		15カ所	15回					21カ所	21回	
茨城県	77カ所	83回		40カ所	40回		4カ所	8回		81カ所	91回	
栃木県	145カ所	145回								145カ所	145回	
群馬県		1,500回									1,500回	
埼玉県	841カ所	841回								841カ所	841回	
千葉県	3カ所	3回		3カ所	3回					3カ所	3回	
東京都												
神奈川県	184カ所	229回		92カ所	122回		37カ所	67回		221カ所	296回	
新潟県	8カ所	8回		4カ所	4回					8カ所	8回	
富山県	7カ所	7回					8カ所	8回		15カ所	15回	
石川県	2カ所	2回		1カ所	1回					2カ所	2回	
福井県	120カ所	120回		31カ所	31回					120カ所	120回	
山梨県	9カ所	9回		3カ所	3回					9カ所	9回	
長野県		2,022回									2,022回	
岐阜県	13カ所	13回		3カ所	3回					13カ所	13回	
静岡県	207カ所	207回	70件							207カ所	207回	70件
愛知県	90カ所	90回		48カ所	48回					90カ所	90回	
三重県		85回	357件					34回			119回	357件
滋賀県												
京都府		765回			431回						765回	
大阪府		3,648回									3,648回	
兵庫県	40カ所	40回		28カ所	28回					40カ所	40回	
奈良県	38カ所	4,923回	18件	24カ所	3,063回	1件	12カ所	1,641回		50カ所	6,564回	18件
和歌山県	93カ所	104回		43カ所	50回					93カ所	104回	
鳥取県												
島根県	28カ所	30回	1件	19カ所	21回					28カ所	30回	1件
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県	18カ所	24回	1件	14カ所	16回	1件				18カ所	24回	1件
愛媛県	7カ所	7回	7件	2カ所	2回	2件				7カ所	7回	7件
高知県	41カ所	44回		25カ所	28回					41カ所	44回	
福岡県	91カ所	91回		81カ所						91カ所	91回	
佐賀県	10カ所	13回	13件	6カ所	7回	7件				10カ所	13回	13件
長崎県	3カ所	3回	15件	3カ所	3回	15件				3カ所	3回	15件
熊本県	63カ所	63回		35カ所	35回					63カ所	63回	
大分県	58カ所	118回	10件	35カ所	73回	5件				58カ所	118回	10件
宮崎県												
鹿児島県	475カ所	556回	21件			9件	262カ所	306回		737カ所	862回	21件
沖縄県	17カ所	17回		11カ所	11回					17カ所	17回	

2. 説明会・講習会等の実施（令和6年度実績）

（1）職場説明会・合同面接会の開催 ①職場説明会・合同面接会の開催

都道府県名	説明会 面接会	名称	開催時期 (月)	回数 (回)	延べ 日数 (日)	参加法 人・事業 所数	参加者数 (人)	面接数 (人)	採用数 (人)	労働局HP-ワークとの共催		保育所 のみを 対象	開催 形式
										労働局	HP-ワーク		
6年度 実績	事業総数 119 (取組C数 46)			379回	453日	9,544	19,388人	16,122人	1,324人	39	57	12	対面:103 オンライン:3 併用:13
	うち面接 76 (実施C数 30)			244回	313日	6,023	11,046人	16,122人	1,324人	29	38	7	
北海道	●	福祉職場説明会	7,9,12,3	4回	4日	201	485人						対面
青森県	●	福祉の仕事相談フェスタ	7	1回	1日	27	59人				◆		対面
	●	福祉の仕事相談フェスタ	3	1回	1日	27	51人				◆		対面
	●	福祉・保育の仕事一日移動相談	4,6,9,10,11, 2	6回	6日		13人						対面
岩手県	●	介護・保育・福祉の就職相談会	7	1回	1日	38	72人			◆			対面
	●	小規模介護事業所合同面接会	8,9,11,12,1	7回	7日	35	76人			◆			対面
宮城県	●	福祉のしごと説明会	6,9	2回	2日	124	238人		24人				対面
	●	福祉のしごと児童養護施設ガイダンス	1	1回	1日	5	11人						対面
	●	福祉のしごとフェア	11	1回	2日	96	227人		23人	◆	◆		対面
	●	福祉の職場説明会	2	1回	2日	28	17人						併用
	●	福祉のしごと面談会（※圏域ごと）	10,11	6回	6日	51	198人		41人		◆		対面
秋田県	●	ふくしのしごと総合フェアin秋田	8	1回	1日	30	46人	119人	6人	◆			対面
	●	ふくしのしごと総合フェアin秋田	3	1回	1日	30	51人	104人		◆			対面
山形県	●	福祉のしごと就職フェア米沢	11	1回	1日	24	44人	98人	6人	◆	◆		対面
	●	福祉のしごと就職フェア酒田	11	1回	1日	20	14人	32人	1人	◆	◆		対面
	●	介護就職デイ（新庄市）	11	1回	1日	8	50人	56人	7人	◆	◆		対面
	●	福祉のしごと就職フェア山形	12	1回	1日	70	187人	436人	33人	◆	◆		対面
福島県	●	福祉の職場合同就職説明会	6,7,8,12	9回	9日	212	305人		26人	◆	◆		対面
茨城県	●	福祉のお仕事就職相談会	7,10,11,12, 2,3	6回	6日	149	140人			◆			対面
栃木県	●	福祉のお仕事就職フェア	7	1回	1日	61	132人		35人	◆	◆		対面
	●	保育のお仕事就職フェア	7,10,11	3回	3日	102	129人		35人	◆	◆	◆	対面
	●	福祉のお仕事エリア別就職フェア	10,11,2	4回	4日	122	167人		11人				対面
	●	福祉のお仕事テーマ別就職フェア	5	1回	1日	23	49人		11人				対面
群馬県	●	地区別福祉の仕事フェア	7,10,12,1	4回	4日	30	94人		4人		◆		対面
	●	介護の日福祉の仕事フェア	11	1回	1日	10	30人		1人		◆		対面
埼玉県	●	地域就職相談会	7,8,9,10,11, 12,1,2,3	12回	12日	363	726人						対面
	●	保育士就職フェア	8,9	3回	3日	126	270人					◆	対面
	●	保育・介護ワークフェス	10	1回	1日	140	191人			◆	◆		対面
千葉県	●	福祉の仕事就職相談会	4,5,7,9,11	5回	5日	222	677人	14人	10人				対面
	●	保育のしごと就職相談会	7,10	2回	2日	87	215人						対面
東京都	●	地域密着相談面接会	8,9,10,11,1 2,1,2	25回	25日	381	1,258人		138人		◆		対面
	●	保育士就職支援研修・就職相談会	9,10,11,12, 1	6回	6日	237	108人		14人			◆	併用
	●	就職フォーラム	10,11,12	1回	5日	141	1,304人						オンラインのみ
	●	中小規模合同就職説明会	9,2	2回	2日	50	234人			◆	◆		対面
神奈川県	●	福祉のしごとフェア	6,10,2	3回	3日	189	405人	982人	28人				対面
	●	福祉のしごと地域就職相談会	7,8,10,11,1 2,1,2	8回	8日	135	191人	391人	18人				対面
	●	児童福祉施設の就職相談会	10	1回	1日	12	22人	33人					対面
	●	保育のしごと就職相談会	7,10,11,12	6回	6日	136	133人	283人	16人				対面
新潟県	●	福祉のしごと就職フェア	4,6,9,2,3	6回	6日	145	326人	948人	80人				対面
富山県	●	第1回福祉のお仕事フェアin TOYAMA【児童・保育】	7	1回	1日	53	94人						対面
	●	第2回福祉のお仕事フェアin TOYAMA【福祉・介護】	7	1回	1日	93	89人						対面
	●	合同就職説明会	11	3回	3日	15	51人				◆		対面

2. 説明会・講習会等の実施（令和6年度実績）

（1）職場説明会・合同面接会の開催 ①職場説明会・合同面接会の開催

都道府県名	説明会 面接会	名称	開催時期 (月)	回数 (回)	延べ 日数 (日)	参加法 人・事業 所数	参加者数 (人)	面接数 (人)	採用数 (人)	労働局HP・ワークとの共催		保育所 のみを 対象	開催 形式	
										労働局	HP・ワーク			
6年度 実績	事業総数 119 (取組C数 46)		379回	453日	9,544	19,388人	16,122人	1,324人	39	57	12	対面:103 オンライン:3 併用:13		
	うち面接 76 (実施C数 30)		244回	313日	6,023	11,046人	16,122人	1,324人	29	38	7			
石川県	●	福祉の仕事就職フェア	7,3	2回	2日	144	182人	393人	27人		◆		対面	
		福祉のお仕事グッドマッチング面談会	9,10,11,12	8回	8日	85	103人	208人	28人		◆		対面	
福井県	●	福祉・保育就職フェア	7	1回	1日	81	116人		11人				対面	
山梨県	●	福祉の就職総合フェアinやまなし	8	1回	1日	49	52人						対面	
	●	福祉の就職相談会inやまなし	3	1回	1日	24	15人			◆	◆		対面	
岐阜県	●	福祉のお仕事フェアin岐阜地域	7,11	2回	2日	46	138人	138人	19人				併用	
	●	福祉のお仕事フェアin西濃地域	10	1回	1日	24	35人	35人					併用	
	●	福祉のお仕事フェアin中濃地域	6	1回	1日	20	15人	15人					併用	
	●	福祉のお仕事フェアin東濃地域	12	1回	1日	18	15人	15人					併用	
	●	福祉のお仕事フェアin飛騨地域	5	1回	1日	7	2人	2人					併用	
静岡県	●	福祉の就職相談会	7,3	8回	8日	228	565人				◆	◆	対面	
	●	ミニ就職相談会	4,5,6,7,8,9, 10,11,12,1, 2	14回	14日	102	342人				◆	◆	対面	
	●	保育のお仕事フェア	7,11,3	5回	5日	99	413人				◆	◆	◆	併用
	●	保育出張相談会	5,6,7,8,9,10, 11,12,1,2	16回	16日	61	151人				◆	◆	◆	対面
愛知県	●	福祉・介護の就職総合フェア（夏季・冬季）	6,12	2回	2日	293	464人		30人		◆		対面	
	●	保育所就職支援フェアあいち（名古屋）	6	1回	1日	19	46人				◆	◆	対面	
	●	保育所就職支援フェアあいち（刈谷）	12	1回	1日	13	15人					◆	対面	
三重県	●	第1回福祉の就職フェアinみえ	6	1回	1日	85	150人	616人	8人				対面	
	●	第2回福祉の就職フェアinみえ	11,12	1回	3日	75	99人	346人	9人				対面	
滋賀県	●	カイゴとフクシ就職フェアinしが	6,2,3	9回	6日	164	345人						対面	
	●	かいご・ふくし職場説明会	5,7,8,9,10	8回	8日	55	133人						対面	
京都府	●	福祉のお仕事相談会	4,5,6,9,11,1, 2,1,2	8回	8日	150	226人	473人	19人				対面	
	●	FUSHI就職フェアKYOTO	6,3	2回	2日	208	362人	1,423人	53人		◆		対面	
大阪府	●	福祉のお仕事就職フェアinOSAKA（春フェア）	3	1回	1日	190	612人	2,836人	57人				対面	
	●	介護のしごと就職相談会＆面接会	7,9,11,2	4回	4日	38	166人	253人	15人		◆	◆	対面	
兵庫県	●	福祉の就職総合フェア	7,3	2回	2日	237	322人						対面	
	●	福祉の就職説明会	9,10,11	3回	3日	89	145人						対面	
奈良県	●	福祉＆保育のおしごとフェア	3	1回	1日	77	138人					◆	対面	
	●	地域別福祉の就職フェア	7,10	2回	4日	64	186人					◆	対面	
	●	子育ての仕事就職フェア	6,11	2回	2日	38	58人					◆	◆	対面
和歌山県	●	福祉・介護・保育の就職フェア	7,8,10,11,2, 3	6回	6日	157	241人		25人				併用	
	●	介護助手就職相談会	7,2,3	3回	3日	8	21人		2人				対面	
鳥取県	●	福祉の就職フェアとっとり2024夏	6	2回	2日	46	52人	187人	12人				対面	
	●	保育のお仕事マルシェ	11	1回	1日	21	19人	25人	1人			◆	対面	
	●	福祉の就職ガイダンスとっとり2025春	3	1回	1日	5	14人						オンラインのみ	
島根県	●	しまねの福祉・保育職場 合同相談会	5,6,8	3回	3日	46	52人				◆		対面	
	●	福祉職場相談会	4,5,6,7,8,9, 10,11,12,1, 2,3	36回	36日	129	96人				◆		対面	

2. 説明会・講習会等の実施（令和6年度実績）

（1）職場説明会・合同面接会の開催 ①職場説明会・合同面接会の開催

都道府県名	説明会 面接会	名称	開催時期 (月)	回数 (回)	延べ 日数 (日)	参加法 人・事業 所数	参加者数 (人)	面接数 (人)	採用数 (人)	労働局HP-ワークとの共催		保育所 のみを 対象	開催 形式
										労働局	HP-ワーク		
6年度 実績	事業総数 119 (取組C数 46)			379回	453日	9,544	19,388人	16,122人	1,324人	39	57	12	対面:103 オンライン:3 併用:13
	うち面接 76 (実施C数 30)			244回	313日	6,023	11,046人	16,122人	1,324人	29	38	7	
岡山県	●	第1回福祉の就職フェア	5	1回	1日	70	101人	277人	22人	◆	◆		対面
	●	第2回福祉の就職フェア	8	1回	1日	50	70人	215人	23人	◆	◆		対面
	●	第3回福祉の就職フェア	2	1回	1日	70	102人	216人	3人	◆	◆		対面
	●	福祉の仕事ミニ就職相談会岡山	10	1回	1日	10	21人	48人	6人	◆	◆		対面
	●	福祉の仕事ミニ就職相談会倉敷	10	1回	1日	10	34人	67人	1人	◆	◆		対面
広島県	●	福祉の就職総合フェア（夏季）	8	1回	1日	62	202人						対面
	●	福祉の就職総合フェア（春季）	3	1回	1日	96	191人				◆		対面
山口県	●	福祉のしごと・保育のしごと就職フェア	6,12	2回	2日	70					◆		対面
徳島県	●	保育フェア	6	1回	1日	83	231人					◆	対面
	●	福祉就職ガイダンス	8	1回	1日	43	36人						対面
	●	福祉の就活Web版	4,5,6,7,8,9, 10,11,12,1, 2,3			67							オンライン のみ
香川県	●	福祉の職場説明会	7,11,3	4回	4日	68	72人	89人	72人		◆		対面
	●	福祉のしごとサポートフェア	8,1	1回	1日	45	67人	148人	53人	◆	◆		対面
愛媛県	●	福祉就職セミナー-2024	5	1回	1日	52	306人				◆		対面
高知県	●	ふくし就職フェア	8,2	2回	2日	129	194人				◆		併用
	●	保育のお仕事フェア	9	1回	1日	30	133人						対面
	●	福祉施設見学バスツアー	7,9,10	4回	4日	20	49人						対面
	●	保育施設バスツアー	7	2回	2日	5	20人						対面
福岡県	●	福祉のしごと就職フェア	6	1回	1日	135	205人	831人	129人	◆	◆		対面
	●	福祉の就活フェスタ	3	1回	2日	80	342人						対面
	●	地区面談会	9,10,11	4回	4日	82	130人	347人	18人	◆	◆		対面
佐賀県	●	福祉のお仕事合同就職面談会	7,2	2回	2日	120	167人	362人	22人		◆		対面
	●	鳥栖三養基地区介護の仕事就職相談会	11	1回	1日	6	26人	15人	1人				対面
	●	保育のおしごとフェア	7,2	2回	2日	56	57人	152人			◆		対面
長崎県	●	就職フェア	6,10	6回	11日	252	210人	866人	32人				併用
	●	地域密着型面談会	9,10,11,12, 2	4回	65日	43	175人	84人	1人				併用
熊本県	●	福祉の就職総合フェア2024	6,11	2回	2日	107	187人	607人	7人	◆	◆		対面
	●	保育の就職フェア2024	7	1回	1日	32	68人	176人	1人		◆	◆	対面
大分県	●	2024夏福祉のしごと就職フェア	8	1回	1日	39	55人	118人	9人		◆		対面
	●	2025春福祉のしごと就職フェア	3	1回	1日	39	46人	109人	2人		◆		対面
	●	地域別福祉のしごと就職フェア	9,10,12	4回	4日	41	52人	132人	6人		◆		対面
宮崎県	●	福祉のしごと就職フェア	7	1回	1日	79	202人			◆	◆		対面
	●	福祉のしごと就職フェアin小林	10	1回	1日	21	30人			◆	◆		対面
	●	福祉のしごと就職フェアin日向	11	1回	1日	24	26人			◆	◆		対面
鹿児島県	●	福祉・保健医療のしごと 就職・転職フェア	9	1回	1日	48	61人	183人	7人		◆		併用
	●	福祉・介護のしごと 就職・転職フェアin霧島	8	1回	1日	19	37人	99人	7人		◆		対面
	●	福祉・介護のしごと 就職・転職フェアin鹿屋あ	10	1回	1日	19	42人	127人	8人		◆		対面
	●	福祉・介護のしごと 就職・転職フェアin北薩	11	1回	1日	17	19人	63人	2人		◆		対面
沖縄県	●	福祉のしごと就職フェア2024（南部）	9	1回	1日	32	84人	205人	5人	◆	◆		対面
	●	福祉のしごと就職フェア2024（中部）	9	1回	1日	30	53人	125人	3人	◆	◆		対面

3. 職場体験事業（令和6年度実績）

都道府県名	受入 事業所数	高齢	障害	児童	その他	参考) 受入可能 事業所数	募集 人数	参加 人数	福祉・介護 分野に就業 した人数	参考) 延体験 日数
合計	2,912	2,291	407	139	75	8,487	2,764人	2,640人	254人	4,920日
平均	79	65	14	7	9	354	197人	75人	9人	149日
取り組みC数	37	35	30	21	8	24	14	35	27	33
北海道	67	42	14	11		1,342	100人	78人		184日
青森県	66	51	12	3				153人	15人	190日
岩手県	54	44	10						25人	
宮城県										
秋田県	81	71	6	4		296	130人	81人	3人	81日
山形県	20	11	1	8		142		19人	2人	35日
福島県										
茨城県	15	15				83	300人	25人	2人	36日
栃木県	25	25				214	120人	32人	7人	39日
群馬県	6	3	2	1				6人	2人	
埼玉県										
千葉県	7	5	2				50人	7人		7日
東京都										
神奈川県	12	9	3				60人	31人	2人	31日
新潟県	41	41				230		53人		80日
富山県	1			1				1人		
石川県	30	21	8	1		169	37人	22人	6人	44日
福井県										
山梨県	21	16	2	3		155		21人	2人	28日
長野県	190	119	17	1	53	827				624日
岐阜県	108	74	34			108	180人	26人	2人	45日
静岡県	732	732				1,511	1,000人	633人	28人	1,053日
愛知県	37	16	7	14		215	65人	72人	7人	182日
三重県	72	58	7	7		142		75人	38人	162日
滋賀県	128	106	14	6	2	128		55人	7人	93日
京都府	67	52	13	1	1	447		67人	12人	67日
大阪府	611	457	154			611		199人	17人	387日
兵庫県	97	61	10	23	3	469	272人	206人	13人	339日
奈良県	133	69	39	25		334	100人	87人	32人	209日
和歌山県	19	12	3	4		209		19人	7人	37日
鳥取県										
島根県	9	6	2	1				9人	1人	18日
岡山県	30	15	5	7	3	147	100人	47人		67日
広島県										
山口県	51	28	10	2	11			460人	1人	641日
徳島県	6	3	3					17人		
香川県	58	45	13			58		10人	1人	11日
愛媛県	32	13	4	15				28人	4人	32日
高知県	6	6				196		6人	2人	12日
福岡県	17	12	4		1			10人		17日
佐賀県	1			1				1人		1日
長崎県										
熊本県	15	13	2			189		24人		32日
大分県	31	28	3			265	250人	41人	7人	101日
宮崎県	16	12	3		1			19人	9人	35日
鹿児島県										
沖縄県										

4. 地域住民や若年者層に対する啓発事業の実施（令和6年度実績）

（1）地域住民や小中高生等若年者層を対象とする、福祉や介護の啓発に関する事業

都道府県名	説明会・出前講座（職員、講師の派遣）	対象					か所数	延べ回数	延べ参加者数
		小・中学生	高校生	保護者	教員	地域住民			
	取り組みC数 41	42	55	28	29	22	866か所	1,027回	38,908人
青森県	福祉の仕事あれこれ出前講座	●	●				33か所	33回	1,099人
岩手県	福祉のしごと紹介事業（出前講座）	●	●		●		5か所	5回	167人
	職場見学会（バスツアー等）					●	3か所	3回	14人
宮城県	福祉のお仕事魅力探求セミナー	●	●	●			6か所	7回	91人
秋田県	中学生の福祉の仕事セミナー	●			●		2か所	2回	650人
福島県	福祉・介護の仕事説明会	●	●		●		9か所	9回	354人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●	●	40か所	31回	762人
茨城県	福祉キャラバン隊	●	●				29か所	35回	1,517人
栃木県	出前講座	●	●				29か所	35回	2,306人
	入門的研修における就職ガイダンス					●	5か所	7回	61人
埼玉県	出張介護授業	●	●				9か所	17回	560人
神奈川県	出張介護授業		●				3か所	3回	48人
	校外学習の実施協力	●					1か所	1回	23人
新潟県	親子介護体験会「親子で介護にふれてみよう」	●		●			2か所	2回	41人
富山県	福祉・介護の出前講座（中学生向け）	●					15か所	15回	1,205人
	福祉・介護の出前講座（高校生向け）		●				14か所	14回	201人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●		15か所	8回	66人
石川県	進路ガイダンス		●				2か所	2回	183人
福井県	オンライン施設見学会		●	●	●	●	3か所	3回	65人
山梨県	中高年者対象介護入門講座					●	5か所	5回	41人
長野県	訪問講座	●	●	●	●	●	59か所	82回	5,309人
岐阜県	福祉の仕事高等学校訪問説明会		●	●	●		8か所	8回	225人
	福祉の仕事理解のための啓発事業	●		●	●		26か所	26回	2,300人
	職場見学会（バスツアー等）	●		●			4か所	4回	79人
静岡県	福祉のお仕事魅力発見セミナー	●	●	●	●		88か所	186回	6,088人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●	●	●		3か所	3回	50人
愛知県	福祉関係就職支援出張セミナー					●	1か所	1回	10人
	職場見学会（バスツアー等）		●				10か所	10回	229人
三重県	福祉・介護の仕事学習セミナー	●	●	●	●		21か所	26回	1,363人
	職場見学会（バスツアー等）		●	●		●	5か所	5回	34人
滋賀県	ふく・楽CAFÉ（高校生向け）		●				5か所	7回	751人
	職場見学会（バスツアー等）		●				8か所	2回	14人
京都府	出前講座	●	●				2か所	8回	204人
大阪府	出前講座		●		●		12か所	21回	513人
	職場見学会（バスツアー等）		●			●	7か所	4回	45人
兵庫県	福祉のお仕事ガイダンス		●				2か所	2回	15人
	職場見学会（バスツアー等）		●	●	●	●	24か所	12回	63人
奈良県	ふくしのお仕事魅力発見セミナー	●	●	●	●		30か所	30回	1,785人
和歌山県	福祉の仕事 出前講座	●	●		●		6か所	6回	328人
	職場見学会（バスツアー等）					●	8か所	4回	16人
鳥取県	介護職員出前講座	●	●	●	●	●	7か所	10回	185人
	保育の出前説明会	●	●		●		4か所	5回	124人
	保育のおしごとマルシェ（魅力発信ガイダンス）	●	●	●	●	●	1か所	1回	109人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●		●	●	11か所	12回	114人
島根県	教育関係者等への「福祉の仕事」理解促進		●		●		2か所	3回	62人
	職場見学会（バスツアー等）	●							
岡山県	職場見学会（バスツアー等）	●		●			2か所	2回	21人

4. 地域住民や若年者層に対する啓発事業の実施（令和6年度実績）

（1）地域住民や小中高生等若年者層を対象とする、福祉や介護の啓発に関する事業

都道府県名	説明会・出前講座（職員、講師の派遣）	対象					カ所数	延べ回数	延べ参加者数
		小・中学生	高校生	保護者	教員	地域住民			
	取り組みC数 41	42	55	28	29	22	866カ所	1,027回	38,908人
広島県	介護助手説明・出前講座					●	5カ所	6回	56人
山口県	出前講座	●	●				21カ所	24回	1,064人
	職場見学会（バスツアー等）	●		●			3カ所	6回	168人
徳島県	福祉・介護体験学習	●	●				5カ所	5回	331人
	介護・福祉ロボット体験学習	●	●				17カ所	17回	607人
香川県	「福祉・介護の仕事」職業体験研修	●	●				89カ所	89回	201人
	先輩職員と学生との交流会	●	●	●			1カ所	1回	18人
	先輩職員によるトークショー		●	●		●	1カ所	1回	20人
愛媛県	フクシの魅力発見フォーラム	●	●	●	●	●	4カ所	4回	279人
高知県	高校生福祉の仕事セミナー		●		●		19カ所	41回	940人
	職場見学会（バスツアー等）		●			●	4カ所	4回	49人
佐賀県	高校生福祉セミナー		●		●		1カ所	1回	137人
長崎県	福祉の仕事出張説明会		●	●	●		3カ所	3回	60人
	高校生の介護テクノロジー体験会・介護事業所合同説明会		●		●		5カ所	5回	349人
熊本県	出前講座	●	●	●		●	8カ所	8回	258人
	オープンジョブHITOYOSHI・KUMA！	●	●	●	●	●	1カ所	1回	22人
	オープンジョブASO！	●	●	●	●	●		1回	1人
	職場見学会（バスツアー等）		●	●	●	●	2カ所	2回	11人
大分県	子どものための福祉講座	●	●	●			43カ所	43回	2,422人
宮崎県	福祉の仕事出前講座	●	●				24カ所	24回	1,564人
	職場見学会（バスツアー等）	●	●				6カ所	6回	241人
鹿児島県	未来の福祉・介護担い手スタートアップ事業	●	●				15カ所	15回	498人
沖縄県	福祉の仕事入門教室		●				3カ所	3回	122人

5 ハローワークとの連携

「i」福祉人材センター・ハローワークとの連携事業

(1) 福祉人材センター・ハローワークとの連携

①連携体制

都道府県名	[1]本事業を推進するためのハローワークとの連携事業連絡調整会議の設置				[2]ハローワークとの連絡調整の場の設置
	設置している	設置していない	設置している 実施回数	設置していない 理由	ハローワーク
C数	27	20	2.0回		2.6回
%	57.4%	42.6%	(平均)		(平均)
北海道	●				
青森県	●		4回		1カ所
岩手県		●			
宮城県		●		必要に応じて、随時、労働局及び各ハローワークと相談・連絡しているため。	
秋田県		●		事業の共催等、事業ごとに必要な連携が図られていることによる。	
山形県	●		14回		8カ所
福島県		●			
茨城県	●				6カ所
栃木県	●		2回		1カ所
群馬県	●		12回		1カ所
埼玉県		●		各ハローワークの担当者を決めており、必要に応じて連絡調整の場を設けているため。	15カ所
千葉県	●		1回		
東京都		●			
神奈川県		●		神奈川県労働局で実施している会議に参加している。	
新潟県	●		2回		1カ所
富山県	●				
石川県	●				1カ所
福井県	●		1回		
山梨県	●		1回		8カ所
長野県		●		平時の連絡調整や共催事業等に連携調整を図っている	
岐阜県		●		ハローワークが要請の都度、連絡調整を図っているため。	1カ所
静岡県	●		2回		
愛知県		●		労働局を主体として年度期首および必要に応じて協議している	16カ所
三重県		●		人材センター主催の介護人材確保対策連携推進協議会で連携を行っている。	
滋賀県		●		市町の人材確保会議に双方が出席している為	5カ所
京都府	●				1カ所
大阪府		●		他でカバーできているため。	
兵庫県	●		1回		8カ所
奈良県	●		1回		2カ所
和歌山県	●		1回		1カ所
鳥取県	●		1回		
島根県		●		医療・福祉人材確保対策事業担当者連絡会議等において協議を行っている。	1カ所
岡山県	●		1回		3カ所
広島県		●		会議は設置していないが、個別に担当者との連携を取っている	
山口県	●				
徳島県	●		1回		1カ所
香川県	●		1回		1カ所
愛媛県		●		個々のハローワークとの連絡調整を設けている	8カ所
高知県		●		ハローワークも参加する運営委員会を開催している	1カ所
福岡県		●		労働局が主催で人材確保対策推進協議会を設置しているため。	1カ所
佐賀県	●		1回		6カ所
長崎県	●		1回		3カ所
熊本県	●		1回		10カ所
大分県		●		大分県医療・福祉人材確保推進協議会で対応	7カ所
宮崎県		●		医療・福祉分野人材確保対策推進協議会に参加している。	

5 ハローワークとの連携

「i」福祉人材センター・ハローワークとの連携事業

(1) 福祉人材センター・ハローワークとの連携

①連携体制

都道府県名	[1]本事業を推進するためのハローワークとの連携事業連絡調整会議の設置				[2]ハローワークとの連絡調整の場の設置
	設置している	設置していない	設置している 実施回数	設置していない 理由	ハローワーク
C数	27	20	2.0回		2.6回
%	57.4%	42.6%	(平均)		(平均)
鹿児島県	●		1回		1カ所
沖縄県	●		3回		2カ所

5. ハローワークとの連携

「i」福祉人材センター・ハローワークとの連携事業

(2) 事業の内容 ① 求職者情報の共有

都道府県名	ハローワークから人材センターへの情報提供						人材センターからハローワークへの情報提供							
	ハローワーク カ所 件		情報提供の方法		情報提供の頻度		ハローワーク カ所 件		情報提供の方法		情報提供の頻度			
			紙媒体	オンライン提供	不定期	定期			頻度	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度
合計	45カ所	733件	17	5	15	7	-	25カ所	350件	16	4	10	8	-
			36.2%	10.6%	31.9%	14.9%				34.0%	8.5%	21.3%	17.0%	
平均	2カ所	52件					-	2カ所	32件					-
記入C数	19	14						14	11					

北海道														
青森県	1カ所	254件		●		●	月2回							
岩手県														
宮城県	7カ所	30件	●			●		1カ所	12件	●			●	
秋田県														
山形県	1カ所			●	●			1カ所			●	●		
福島県														
茨城県	6カ所		●		●			6カ所		●	●	●		
栃木県														
群馬県	1カ所	8件	●			●	月1回	1カ所	5件	●			●	月1回
埼玉県	3カ所	74件		●	●			3カ所	74件		●	●		
千葉県														
東京都					●							●		
神奈川県														
新潟県														
富山県								1カ所	1件	●		●		
石川県	1カ所	1件		●	●			1カ所	12件	●		●		
福井県	1カ所	12件	●		●			1カ所	12件	●		●		
山梨県	2カ所	23件	●			●	月1回	2カ所	23件	●			●	月1回
長野県														
岐阜県														
静岡県	3カ所		●			●								
愛知県			●							●				
三重県	1カ所	12件	●			●	月1回	1カ所	12件	●			●	月1回
滋賀県														
京都府								1カ所	12件	●			●	
大阪府	3カ所	8件	●		●									
兵庫県	4カ所	112件	●			●				●			●	
奈良県	2カ所		●		●									
和歌山県	1カ所	10件	●		●									
鳥取県														
島根県			●		●					●		●		
岡山県														
広島県			●		●			2カ所		●	●		●	月1回
山口県	3カ所	159件	●		●			3カ所	159件	●			●	月1回
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県	1カ所	26件	●		●			1カ所	28件	●		●		
福岡県	3カ所			●	●									
佐賀県														
長崎県	1カ所	4件	●		●					●		●		
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

5. ハローワークとの連携
 「i」福祉人材センター・ハローワークとの連携事業
 (2) 事業の内容 ② 求人情報の共有

都道府県名	ハローワークから人材センターへの情報提供							人材センターからハローワークへの情報提供						
	ハローワーク カ所 件		情報提供の方法		情報提供の頻度			ハローワーク カ所 件		情報提供の方法		情報提供の頻度		
			紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度			紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度
合計	47カ所	1,230件	17	9	1	19	-	92カ所	1,091件	19	4	1	19	-
			36.2%	19.1%	2.1%	40.4%				40.4%	8.5%	2.1%	40.4%	
平均	2カ所	103件						5カ所	91件					
記入C数	22	12						18	12					

北海道	1カ所		●			●	月2回	1カ所		●			●	月2回
青森県	1カ所	334件		●										
岩手県			●			●				●			●	
宮城県	10カ所	120件	●			●		10カ所	120件	●			●	
秋田県	1カ所	12件		●										
山形県	1カ所		●	●		●	月1回	1カ所		●	●		●	月1回
福島県														
茨城県	5カ所		●	●		●	月1回	13カ所		●	●		●	月1回
栃木県	1カ所		●			●	月1回	1カ所		●			●	月1回
群馬県	1カ所	12件	●			●	月1回	1カ所	12件	●			●	月1回
埼玉県														
千葉県	2カ所	24件	●			●		13カ所	156件	●			●	
東京都														
神奈川県	1カ所	24件	●			●	月2回	1カ所	24件	●			●	月2回
新潟県														
富山県	1カ所	12件	●											
石川県						●	月1回	9カ所	9件	●			●	月1回
福井県						●		1カ所	12件		●		●	
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県	1カ所	12件	●			●	月1回	1カ所	12件	●			●	月1回
滋賀県														
京都府						●		1カ所	12件	●			●	
大阪府														
兵庫県														
奈良県	2カ所	12件	●											
和歌山県														
鳥取県														
島根県				●	●					●	●			
岡山県						●	月1回	13カ所		●			●	月1回
広島県	1カ所		●											
山口県	3カ所	626件	●			●	月1回	3カ所	626件	●			●	月1回
徳島県														
香川県	1カ所		●											
愛媛県														
高知県	1カ所			●										
福岡県	3カ所			●										
佐賀県														
長崎県	1カ所			●		●	月1回	10カ所	12件	●			●	月1回
熊本県						●		1カ所		●			●	
大分県	2カ所	24件	●			●	月1回	7カ所	84件	●			●	月1回
宮崎県														
鹿児島県	2カ所	18件	●							●				
沖縄県	5カ所			●		●		5カ所	12件	●			●	

5. ハローワークとの連携

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業

(2) 事業の内容 ③周知広報の相互協力

都道府県名	ハローワークの各種施策の周知広報を 人材センターが協力	人材センターの各種事業の周知広告を ハローワークが協力
	ハローワーク	ハローワーク
合計	252カ所	395カ所
平均	6カ所	9カ所
記入C数	39	45
北海道	1カ所	10カ所
青森県	1カ所	1カ所
岩手県	13カ所	13カ所
宮城県	10カ所	10カ所
秋田県	1カ所	10カ所
山形県	8カ所	8カ所
福島県	9カ所	9カ所
茨城県	13カ所	13カ所
栃木県	1カ所	11カ所
群馬県	5カ所	5カ所
埼玉県	15カ所	15カ所
千葉県	13カ所	13カ所
東京都	17カ所	17カ所
神奈川県		10カ所
新潟県	11カ所	11カ所
富山県	7カ所	7カ所
石川県	9カ所	9カ所
福井県		10カ所
山梨県	2カ所	8カ所
長野県		
岐阜県	11カ所	11カ所
静岡県		16カ所
愛知県	3カ所	13カ所
三重県	9カ所	9カ所
滋賀県	5カ所	5カ所
京都府	1カ所	5カ所
大阪府	20カ所	20カ所
兵庫県		8カ所
奈良県	9カ所	9カ所
和歌山県	3カ所	8カ所
鳥取県		3カ所
島根県	1カ所	6カ所
岡山県	2カ所	13カ所
広島県	2カ所	2カ所
山口県	3カ所	9カ所
徳島県	1カ所	1カ所
香川県	1カ所	7カ所
愛媛県	8カ所	8カ所
高知県	1カ所	1カ所
福岡県		
佐賀県	6カ所	6カ所
長崎県	10カ所	10カ所
熊本県	10カ所	10カ所
大分県	7カ所	7カ所
宮崎県	1カ所	3カ所
鹿児島県		13カ所
沖縄県	2カ所	2カ所

5. ハローワークとの連携

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業

(2)事業の内容 ④センターと労働局による個人情報保護に関する協定書の締結

⑤センター運営への効果や影響 ⑥実施にあたって感じている課題

都道府県名	締結している	締結していない	[5]センター運営への効果や影響	[6]実施にあたって感じている課題
C数	11	36		
%	23.4%	76.6%		
北海道		●	○ハローワークへの出張相談・セミナーの中で福祉人材センターのPR時間を設定いただき、より多くの求職者に広報ができています。	○連絡調整会議が設置されているものの、R5年度から実施されていないことや、事業の周知に留まり、他の連携や取り組みが進んでいないことが課題である。
青森県		●	当該事業から紹介・採用に繋がったケースがある	求職登録及び求人登録の確認、システム登録に時間を要する
岩手県	●		ハローワークとの連携が図られる。	対応がハローワークにより異なること。
宮城県		●	各ハローワークでの出張相談で当センターへの求職登録をすることで、ハローワークと連携した就職支援ができる。	求職者個人について、拠点ハローワークとは、就職活動におけるハローワークと当センターの個人情報共有及び連携支援の同意書が得られる仕組みをとっているが、できれば他のハローワークとも同仕組みを広げたい。
秋田県		●	ハローワークでの相談コーナーの設置やセミナーの開催など、求職者との接点の場として大変重要と認識している。	ハローワークとしては業界団体が運営する職業紹介所の一つであり、求職者の求職希望の動向等から優先度が高まらないのが悩みである。
山形県		●	連携することにより互いの企画・実施するイベントの参加者の増加を見込むことが出来る	
福島県		●		県内9か所のハローワークの会場を使用したセミナー相談会を毎月実施しているものの、連絡調整会議もしくは求職者・求人情報の共有は図れていない
茨城県		●	ハローワークから、人材センター及び各種イベントの周知がなされ、本会主催イベント等の参加者や相談者が一定数増えている。	人材センターとの連携について厚労省からの通知だけでなく、茨城労働局からも通知が出ているが、ハローワークごとに受け止め方や温度感が異なり、円滑な連携に至っていないところもある（ハローワーク担当者の考えに依るところが大きと感じる）。
栃木県		●	ハローワーク利用の求職者に対して本センター実施事業の周知が図れた。	
群馬県	●		仕事フェアをハローワークと共催することにより、参加者の確保に繋がっている	
埼玉県		●	センターに登録をしていない求職者へハローワーク経由で主催イベント等に集客をかけることができています。	ハローワークの窓口対応の職員の方まで人材センターの周知・理解促進が不十分な部分がある。
千葉県		●	本事業を行うことにより、HWとの連携がスムーズにしている。	労働局・HWの担当者の考えに左右されやすいため、人事異動により、関係が希薄になる場合がある。
東京都	●			
神奈川県		●	人材センターは、ハローワークを通じて認知される機会が増えている。ハローワークでの出張相談にて人材センターに求職登録した方が、継続的なサポートの中で就職につながる事例が増えている。	就職活動の証明を目的として、セミナーや相談会に参加される方も一定数いらっしゃいます。こうした機会を通じて少しでも福祉の仕事への理解を深めていただければと思いますが、参加後にハローワークに戻られるケースも見受けられます。
新潟県		●	互いにより多くの求人事業者や求職者への情報提供、周知広報につながっている。	現状、求職者情報・求人情報の共有実績がこの数年ないこと、及び連携しての具体的な取組についての深い議論にまで及んでいないこと。
富山県	●			
石川県		●	ハローワークと連携することにより、求職者情報の共有等の効果がある。	ハローワークからの情報提供が少ない。 令和7年度より、ハローワーク金沢に介護や保育分野を含む「人材確保支援部門」（6分野専門コーナー）が新設され、今までのような連携や情報共有ができなくなった。
福井県		●	本事業の実施に関わらず、福祉人材センターの周知PRを行っているがハローワークに比べて知名度・利用率が低いこと。	
山梨県		●		
長野県	●			情報の共有方法と実績カウント方法について、労働局（HW）との共通認識が必要
岐阜県		●		
静岡県		●	ハローワークと連携することにより、求職者情報の共有をすることで採用につながっている	
愛知県		●		
三重県	●		拠点ハローワーク以外にて、求職登録者のうち、同意を得られたものの情報を相互に持ち合うよう取り決めている。求職者にとってはより一層丁寧な情報提供をはじめとする支援を行えるようになった。	求職登録者の情報共有の取り決めを行っているハローワークが令和6年度末時点で引き続き3箇所であるため、令和7年度も対象を増やすよう進めたい。
滋賀県	●			
京都府		●		

5. ハローワークとの連携

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業

(2)事業の内容 ④センターと労働局による個人情報保護に関する協定書の締結

⑤センター運営への効果や影響 ⑥実施にあたって感じている課題

都道府県名	締結している	締結していない	[5]センター運営への効果や影響	[6]実施にあたって感じている課題
C数	11	36		
%	23.4%	76.6%		
大阪府		●	介護のしごと就職相談会＆面接会（年4回）は、大阪労働局と開催地のHWとの共催により実施し、集客面など含めお互いのマッチングの実績が増えるよう協力を得ている。また、キャリア支援専門員がHWへ出張相談へ行ったり、それ以外の事業でも広報等含め協力を得ている。出張相談に関しては、求職者から同意をとることによって、本センターへの求職登録、ハローワークと支援情報の共有等もできるようになった。あと、大阪労働局の人材確保対策のHPの介護・保育分野において、本センター（大阪府保育士・保育所支援センター含む）とリンクしていたり、情報提供等していただいている。	今後、マッチング数の実績を増やしていくためにも、昨年度より、求職者の情報共有（採用状況等含む）ができればと感じている。
兵庫県		●	数多くの求職者と接するハローワークが連携事業の元、福祉人材センターの巡回相談の予約枠の確保やセンター事業の周知を行うなど効果が出ている。	巡回相談がきっかけで福祉人材センターが継続的に関わる求職者がハローワークの紹介により採用が決まった場合の福祉人材センターの実績計上を積極的に行うべきと考える。
奈良県	●		特になし	形骸化している感は否めない。
和歌山県		●	未経験者向けの「介護の仕事就職セミナー」をハローワークとの共催により定期的開催するなど、事業実施にあたり今まで以上に協力が得られるようになった。	拠点ハローワークにおける外部への個人情報提供に関するルールが変更されたことにより、求職者から同意書が提出されているにも関わらず、求職者の情報がスムーズに提供されなくなった。
鳥取県		●	ハローワークからの案内で相談に来る求職者がわずかながらいる。	ハローワークを訪れる相談者が人材センター（出張相談）にもつながるような連携方法を検討したい。
島根県	●			
岡山県		●		HWでの巡回相談を実施しているが、HWに専門の相談員がいるので、人材センター職員への相談件数が伸び悩んでいる。
広島県		●	ハローワークを介した就職フェアへの参加者が少しずつ増えている状況にある。	
山口県		●	新規求職者の登録に結びついている。	
徳島県		●		
香川県	●			
愛媛県		●		
高知県		●	求職者の合意による情報共有は進めており、連携により就職支援を行っている。	
福岡県		●		各ハローワークで出張相談を行っているが、求職者については実績の取り合いとなる。また、うつ病の方や精神疾患のある方、手帳はお持ちではないが、配慮や支援が必要な方、様々な職種を経験されたが継続が難しく、最終的に介護職を希望される方等、困難事案などについては、福祉人材センターが担当することが多々ある。
佐賀県		●	福祉・介護関係のマッチングの効果的推進において、ハローワークと課題共有を行うとともに、就職相談会の共催開催や定期的な出張相談の場の提供をはじめ、ハローワーク主催の会社説明会・介護就職デイ等での福祉人材センターの紹介や就職フェア広報、相談コーナーの設置等、相互に協力した事業展開を円滑に進めることができ、求人求職者支援の充実につながっている。	ハローワーク利用の求人事業所・求職者の福祉人材センター活用促進など、拠点ハローワークはもとより、拠点以外のハローワークとの課題共有、連携した求人・求職者支援の強化が、不足する福祉人材確保において十分に図れていない。
長崎県		●	R6年度から県内2ヶ所のHWと情報共有会議をオンラインで実施しました。（各6回実施）	
熊本県		●		コロナ前まで行っていた県内9カ所のハローワークへ巡回相談を再開したいと考えている。
大分県		●	就職フェアを共催で開催。夏・春の広域フェアでは、ハローワークから求職登録者（福祉職場希望）にダイレクトメールで周知。	
宮崎県		●	ハローワークの求職登録者へ就職フェアへの参加を呼び掛けていただき、参加者確保につながっている。	
鹿児島県	●		巡回相談の利用者が増加傾向にある。	・「福祉のお仕事」への認知度が低い。・ハローワークのシステムとの連携ができると良い。登録等の煩雑さの低減。 ・ハローワークと福祉人材センターが、それぞれ求人・求職の支援を行っているものの、縦割り感が否めない。 ・互いの強み、弱みを把握し、相互補完の関係構築が必要。
沖縄県		●		

5. ハローワークとの連携

[ii] その他の連携

(1) ハローワークまたは福祉人材センター主催の会議への出席

都道府県名	[1]ハローワーク主催の福祉人材確保 推進協議会へのセンターの出席	[2]福祉人材センター運営委員会への ハローワークの出席
	ハローワーク	ハローワーク
合計	25カ所	27カ所
平均	1カ所	1カ所
記入C数	24	26
北海道		
青森県	1カ所	1カ所
岩手県		
宮城県	1カ所	1カ所
秋田県	1カ所	1カ所
山形県	1カ所	
福島県	1カ所	1カ所
茨城県		
栃木県		
群馬県		1カ所
埼玉県		1カ所
千葉県		1カ所
東京都		
神奈川県		
新潟県	1カ所	1カ所
富山県	1カ所	
石川県	1カ所	1カ所
福井県	1カ所	1カ所
山梨県	1カ所	1カ所
長野県		
岐阜県		
静岡県	1カ所	1カ所
愛知県		
三重県		
滋賀県		1カ所
京都府		
大阪府		
兵庫県		
奈良県	1カ所	1カ所
和歌山県		
鳥取県		
島根県	1カ所	1カ所
岡山県	1カ所	1カ所
広島県		
山口県		
徳島県	1カ所	1カ所
香川県	1カ所	1カ所
愛媛県		1カ所
高知県	1カ所	1カ所
福岡県	1カ所	
佐賀県		1カ所
長崎県	1カ所	1カ所
熊本県	1カ所	1カ所
大分県	1カ所	1カ所
宮崎県	1カ所	1カ所
鹿児島県	1カ所	2カ所
沖縄県	2カ所	

5. ハローワークとの連携

[ii] その他の連携

(2)労働市場情報の相互提供

都道府県名	[1]ハローワークからセンターへの 労働市場情報の提供	[2]センターからハローワークへの 労働市場情報の提供
	ハローワーク	ハローワーク
合計	51カ所	39カ所
平均	2カ所	4カ所
記入C数	22	11
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県	10カ所	10カ所
秋田県		
山形県	1カ所	
福島県		
茨城県		
栃木県	1カ所	
群馬県	1カ所	1カ所
埼玉県		
千葉県	3カ所	13カ所
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県	1カ所	
石川県	1カ所	1カ所
福井県	1カ所	1カ所
山梨県	1カ所	
長野県		
岐阜県		
静岡県	1カ所	
愛知県		
三重県	1カ所	
滋賀県	1カ所	
京都府		
大阪府		
兵庫県		
奈良県	1カ所	1カ所
和歌山県	1カ所	
鳥取県		
島根県	1カ所	
岡山県	1カ所	
広島県	1カ所	
山口県		
徳島県		
香川県	1カ所	1カ所
愛媛県	8カ所	8カ所
高知県		
福岡県		
佐賀県	6カ所	1カ所
長崎県		
熊本県	1カ所	1カ所
大分県	7カ所	1カ所
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

令和8年度当初予算案 1.4億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体 補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 -30万円+①+②（1年間従事した場合全額返済免除）
-50万円+①+②（2年間従事した場合全額返済免除）
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合・・・12.5万円+（世帯員数-1）×5万円
 - ・ 単身赴任の場合・・・20万円
 - ②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
・ 20万円を上限（実費の範囲内）
- (3) 教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

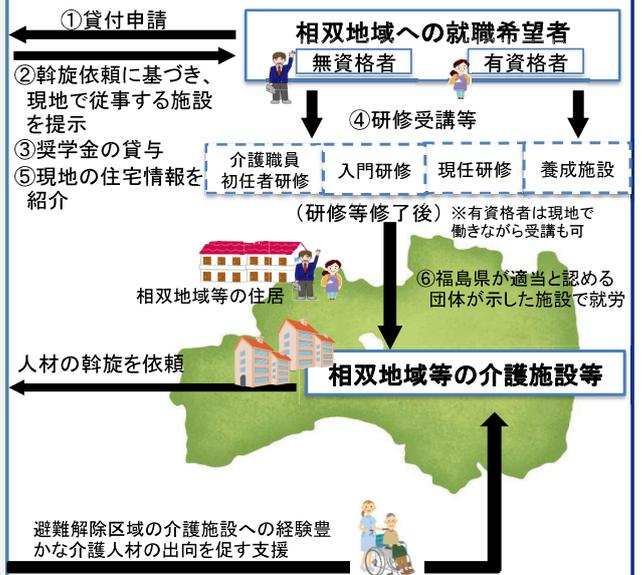
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援





ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生 その先へ

国としても、被災地の介護人材確保を支援しています。
※この事業は国（厚生労働省・復興庁）の「被災地における福祉・介護人材確保事業」を、福島県社会福祉協議会が実施主体となって行うものです。



福島県相双地域等（浜通り）で

介護職員として働きませんか

福島県外在住者向け **就職準備金等の貸付制度** 返還免除付き

研修受講料
(実費分)

15万円以内

就職準備金

50万円以内



詳しくはホームページをご覧ください

ふくしまで、送こう。

検索

<https://www.f-kaigoshogaku.jp>

【お問い合わせ】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111番地
「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」担当まで

TEL **024-526-0045**

承認:東京メトロ

自宅や職場から受講できる福祉専門職大学院

「地方公共団体推薦入学試験」

地方公共団体の皆さまへ

我が国において複雑化し多様化する自治体の福祉行政に柔軟に対応できる人材、地域福祉の核を担う人材を養成する専門職大学院です。

厚生労働省の委託を受けた日本社会事業大学専門職大学院では、「高度な福祉専門職人材」が地方公共団体で活躍できるよう「地方公共団体推薦入学試験」を実施しております。

特 徴

- ① 我が国で最も歴史のある福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年間の木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした授業体制。2年間の履修制度もあり。多くの授業で遠隔授業方式も取り入れ、自宅等での受講もできます。
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学費等：1年間合計約112万円（2年間の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）
- ⑥ 選抜方法：小論文、面接審査、書類審査
- ⑦ 講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）と清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約6分）で行います。

教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改善と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）

<https://www.jcsw.ac.jp/senmonshoku/>

時間割

≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)						
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (18:50~20:20)※				講義		
7 (20:30~22:00)※						

※授業時間は文京キャンパス(対面授業)およびオンライン授業の時間割です。
清瀬キャンパス(6限 18:00~19:30、7限 19:40~21:10)

≪2年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3						
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、三郷市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市等からの受け入れ実績があります。

学費 (令和8年度) (2年履修の場合)

(円)

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

地方公共団体推薦入学試験

出願資格	原則として3年以上の関連実務経験を有する者 (※詳細は入学試験要項をご参照ください)					
選抜方法	①小論文 ②面接審査(約30分) ③書類審査(「実践研究計画書」「実践記録」「地方公共団体からの推薦書」)					
試験時間割	小論文(9:00~9:45)、面接審査(10:00~)					
試験日程 (令和8年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料 20,000円
	第Ⅱ期	1/25(日)	12/15(月)~1/5(月)	1/30(金) 12:00	1/30(金)~2/9(月)	
	第Ⅲ期	2/21(土)	2/2(月)~2/13(金)	2/25(水) 12:00	2/25(水)~3/6(金)	
	第Ⅳ期	3/7(土)	2/16(月)~2/27(金)	3/7(土) 17:00	3/7(土)~3/13(金)	

お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Webサイト: <https://www.jcsw.ac.jp/>

令和8年度 社会福祉研修実施計画 (委託・補助事業)

2025.12.24

課 程 名	目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業	1 社会福祉士事務資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉士事務として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士の任用資格を取得させる。	1回	2,000人	1年 【集合研修3日/ 講義動画配信2日分】	【集合研修開催日程】 ①R8.7.14(火)～7.16(木) ⑧R8.10.13(火)～10.15(木) ②R8.7.27(月)～7.29(水) ⑦R8.10.28(火)～10.30(金) ③R8.9.1(火)～9.3(木) ⑥R8.11.4(火)～11.6(金) ④R8.9.15(火)～9.17(木) ⑨R8.11.18(水)～11.20(金) ⑤R8.9.28(月)～9.30(水) ⑩R8.12.16(水)～12.18(金) ※上記、①～⑩のうち指定された1回を受講	R8.4.6(月) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	1回	300人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 ①R8.10.1(木)～10.5(月) ④R8.12.11(金)～12.15(火) ②R8.11.27(金)～12.1(火) ⑤R8.1.14(木)～1.18(月) ③R8.12.3(木)～12.7(月) ⑥R8.1.29(金)～2.2(火) ※民間施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	R8.4.6(月) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 人事管理コース 1回 200人 (2) 経営管理コース 1回 200人	3日 3日	(1) 人事管理コース R8.12.8(火)～12.10(木) (2) 経営管理コース R9.2.24(火)～2.26(金)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください	
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	1回	200人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 R8.10.23(金)～10.27(火)	R8.4.6(月) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程」指導者養成 研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の趣旨と目的を理解する。 テキストおよび「指導の手引き(指導マニュアル)」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	1回	80人	3日	R8.7.5(日)～7.7(火)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

令和8年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

2025.12.24

課 程 名	目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間
1 社会福祉士事務資格認定 通信課程 (民間社会福祉士専門員)	社会福祉士事務として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2回	3,900人	1年 【集合研修3日/ 講義動画配信2日分】	別途「開催要綱」等に通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	700人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 ①R8.10.1(木)～10.5(月) ②R8.11.27(金)～12.1(火) ③R8.12.3(木)～12.7(月) ④R8.12.11(金)～12.15(火) ⑤R8.1.14(木)～1.18(月) ⑥R8.1.29(金)～2.2(火) ※公立施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門的知識の理解及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士短期養成施設指定規則」第3条第一号のいずれかに該当する者	1回	(要13期) 560人	9ヵ月 【集合研修5日間または 6日間】 【実習要所は若くは5日以内】	【集合研修日程・会場】 ※いずれか一つのコース・日程を選択受講 栗山(ロフォス相模)：5日×1回コース 東京(新倉が原ビル)：2日×3回コース 神戸(三宮研修センター)：3日×2回コース 福岡(北九州研修センター)：3日×2回コース
4 福祉施設長専門講座 (通信課程)	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	(第50期) 200人	1年 【集合研修2回、計5日間】	①R8.9.12(土)～9.14(月) ②R8.12.1(木)～②～2.12(金)
5 社会福祉法人会計実務講座 (通信課程)	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1回	(4コース計) 920人	6ヵ月 【集合研修3日】	R8.8.2(日)～8.4(火)入門コース R8.9.6(日)～9.8(火)初級コースA R8.9.18(金)～9.20(日)初級コースB R8.10.18(日)～10.20(火)中級コース(社協会計) R8.11.23(月)～11.25(水)中級コース(施設会計) R8.12.20(日)～12.22(火)上級コース
6 社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	90人	3日	R8.11.15(日)～11.17(火)
7 都道府県・指定都市社会福祉協議会 中堅職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる業務実務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等	1回	80人	3日	R8.8.20(木)～8.22(土)
8 都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会 ※現場研修担当研修会(第2回)と一部同時開催	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1回	10人	3日	R8.11.9(月)～11.11(水)
9 職場研修担当研修会	福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)職場研修担当者研修会(第1回)(第2回) 社会福祉法・施設・社会で「職場研修」(人材育成)を推進する者 (2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成研修会 「福祉の職場研修」担当者養成コース」インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2回 (2) 1回	(1) 各50人 (2) 10人	(1) 3日 (2) 4日	(1) ①R8.5.19(火)～5.21(木) ②R8.11.9(月)～11.11(水) (2) R8.5.19(火)～5.22(金) ※職場研修担当者研修会(第1回)と一部同時開催
10 スーパービジョン研修会	福祉職員の職務等への指導・助言(スーパービジョン)に精通して取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等の経営者や管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1回	120人	3日	R8.6.9(火)～6.11(木)
11 ファミリーソーシャルワーク研修会	ファミリーソーシャルワークに携わる職員等の専門性の向上を図る。	家庭支援専門相談員、申請支援専門相談員、母子支援員、少年指導員、家庭(保護者)支援に携わる児童福祉施設職員や関係職員、里親、ファミリーホーム業者等	3回	各180人	各2日	①R8.10.21(木)～10.22(木) ②R8.11.12(木)～11.13(金) ③R8.1.21(木)～1.22(金)
12 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」 上級管理研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を修得させる。	近い将来、施設長の要職候補者としての役割を担うことが想定される職員 または、既に施設長等の要職候補者として任じている職員(理事を含む)	1回	30人	2日	R8.9.22(月)～9.23(火)
13 ふくし未未塾	社会福祉の制度の特とどきることのない令和時代の社会生活を創造し、その生活課題をけん引するトップリーダーを育成する。	○ 社会福祉法人の次世代の経営者をめざす社会人 ○ 新たな事業経営と福祉実践の融合を通じて、主体的に地域生活課題に向き合う社会人 ○ リーダーシップを備え、社会福祉の総合性と専門性の学びを常に追求し、福祉の価値(人間の居なさ)を体現する高度な経営者をめざす社会人	1回	30人	1日	ゼミ合宿 その他、動画視聴 ①R8.6.5(金)～6.7(日) ②R8.8.9(日)～8.11(火・祝)
14 ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修	組織・チームのソーシャルワーク力を向上させる。	(1)鍛えるコース 重層的支援体制整備事業や包括的支援体制などにも携わる社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等のソーシャルワーカー等 (2)磨くコース 福祉サービス等の支援従事者への指導、スーパービジョンを行う方	(1) 2回 (2) 1回	(1) 各80人 (2) 60人	(1) 各3日 (2) 3日	(1) ①R8.10.10(土)～10.12(月) ②R8.2.13(土)～2.15(月) (2) ①R8.2.6(土)～2.8(月)

※都合により変更する場合があります。

○福利厚生センター関係資料

都道府県事務局（業務受託団体）一覧

(2026年1月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7 4階	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2F	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-521-5662
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-244-3147
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-289-3344
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	231-0031	横浜市中区万代町1-2-4 横浜タナベビル601	045-263-6017
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5526
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2958
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8613
長野県社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田98-1 長野県保健福祉事務所庁舎内	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-201-1592
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市中央3丁目1番8号 第一生命ビルディング10階	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4635
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0100
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戎375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-23-4248
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

○都道府県別加入状況（2025年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	833	46,841	903	92.2%
青森県	74	4,350	521	14.2%
岩手県	63	3,845	330	19.1%
宮城県	40	3,075	269	14.9%
秋田県	70	4,316	228	30.7%
山形県	109	6,283	250	43.6%
福島県	93	5,503	301	30.9%
茨城県	109	5,738	525	20.8%
栃木県	83	3,812	353	23.5%
群馬県	105	4,284	498	21.1%
埼玉県	144	8,435	891	16.2%
千葉県	88	4,272	691	12.7%
東京都	334	25,877	1,059	31.5%
神奈川県	61	3,724	787	7.8%
新潟県	48	3,876	440	10.9%
富山県	100	6,497	207	48.3%
石川県	56	3,226	310	18.1%
福井県	55	3,126	227	24.2%
山梨県	33	1,212	251	13.1%
長野県	63	3,216	351	17.9%
岐阜県	90	5,885	296	30.4%
静岡県	109	5,250	473	23.0%
愛知県	123	9,340	678	18.1%
三重県	124	6,979	323	38.4%
滋賀県	57	2,594	268	21.3%
京都府	79	4,415	474	16.7%
大阪府	76	5,873	1,197	6.3%
兵庫県	76	3,652	809	9.4%
奈良県	49	2,344	229	21.4%
和歌山県	51	1,933	221	23.1%
鳥取県	25	1,155	109	22.9%
島根県	14	556	264	5.3%
岡山県	63	5,707	367	17.2%
広島県	118	12,975	448	26.3%
山口県	72	4,661	303	23.8%
徳島県	71	2,955	175	40.6%
香川県	75	4,009	194	38.7%
愛媛県	63	5,660	218	28.9%
高知県	40	1,470	195	20.5%
福岡県	147	7,505	1,161	12.7%
佐賀県	35	1,738	256	13.7%
長崎県	75	4,730	542	13.8%
熊本県	89	3,958	672	13.2%
大分県	59	3,367	345	17.1%
宮崎県	57	4,004	384	14.8%
鹿児島県	61	2,913	595	10.3%
沖縄県	101	3,959	491	20.6%
合計	4,560	271,095	21,079	21.6%

資料：社会福祉法人数Bは、厚生労働省調べ（2023年度現在）による法人数。

ソウェルクラブは、
保育所、高齢者施設、障害者施設などで働く
全国約27万人の福利厚生を
サポート中!

職場の笑顔はソウェルクラブにお任せください。
私も、家族も、友人と一緒に!!



健康増進

- * 健診費用を1人3,800円まで助成
- * こころとからだの電話健康相談無料
- * 健康生活用品を年1回お届け



リフレッシュ

- * クラブサークル活動費1,000円助成
- * 指定保養所1泊あたり2,500円割引
- * お得な食事会など会員交流事業



お祝い

- * 結婚・出産お祝い(1万円の商品券など)
- * 永年勤続お祝い
(5,000円~50,000円相当の記念品)



スキル向上

- * 資格を取得した方へ5,000円相当の記念品
- * メンタルヘルス、接遇など各種講習会無料
- * eラーニング受講無料

利用者の声



クッキングサークルを作り、職員の交流を深めています。1人1,000円の活動助成金をいただき助かっています。

利用者の声



憧れの高級店で食事をし、他の施設の参加者とも交流ができて、まさにリフレッシュ。仕事の元気も回復です。

福利厚生センター（ソウェルクラブ）は、社会福祉事業に従事する方々の福利厚生の増進を図ることを目的に、1994年に設立された社会福祉法人で、当該事業を行う全国唯一の法人として厚生労働大臣の指定を受けています。

令和8年度 短期研修・医療福祉分野

最新の情報は随時国立保健医療科学院ホームページを御確認ください。

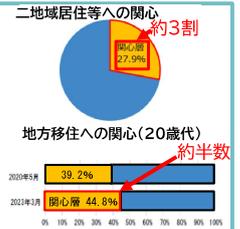
研修名	定員	目的	対象者	研修期間	受付期間	実施形態
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・老人福祉施設担当)	70	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・高齢者福祉施設の許認可、運営、経営の指導監督に担当する職員が、適切な指導監督を実施できるよう、社会福祉制度の趣旨・方針及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・福祉施設・介護保険施設、老人福祉施設等の許認可、運営、経営の指導監督の実務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	令和8年6月1日(月)～6月3日(水)3日間	令和8年3月19日(水)～4月10日(金)	オンライン
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・障害者福祉施設担当)	70	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・障害者福祉施設の許認可、運営、経営の指導監督に担当する職員が、適切な指導監督を実施できるよう、社会福祉制度の趣旨・方針及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・障害者福祉施設の許認可、運営、経営の指導監督の実務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	令和8年6月1日(月)、6月2日(火)、6月4日(水)3日間	令和8年3月19日(水)～4月10日(金)	オンライン
都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・児童福祉施設担当)	70	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経営の指導監督に担当する職員が、適切な指導監督を実施できるよう、社会福祉制度の趣旨・方針及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実施するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経営の指導監督の実務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	令和8年6月1日(月)、6月2日(火)、6月4日(水)3日間	令和8年3月19日(水)～4月10日(金)	オンライン
医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修	各40	地域連携およびチーム医療の視点から、地域医療全体に資する医療ソーシャルワーカーのリーダーシップ機能とマネジメント機能を修得することを目的とします。	病院等の施設において医療ソーシャルワーカーの業務に従事している者	第1回：令和8年8月15日(月)～8月17日(水)3日間 第2回：令和8年11月15日(月)～11月18日(水)3日間	第1回：令和8年3月19日(水)～4月20日(月) 第2回：令和8年8月3日(月)～8月3日(水)	オンライン
ユニークケアに関する研修(施設整備・サービスマネジメント)	60	ユニーク型施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)の施設整備およびサービスマネジメントを実施する職員が、適切な施設整備・運営・サービス提供の知識・技術を修得することを目的とします。	1. 都道府県・指定都市および中核市の高齢者福祉担当部署に所属するユニーク型施設の施設整備担当者 2. 都道府県・指定都市および中核市の高齢者福祉担当部署に所属するユニーク型施設のサービスマネジメント担当者	施設整備コース：令和8年6月29日(月)、30日(火)2日間 サービスマネジメントコース：令和8年6月29日(月)、30日(火)2日間	令和8年3月30日(月)～4月6日(金)	オンライン
福祉事務所長研修	80	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、生活困窮者への自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加型相互の協働実践の推進を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識・技術を修得することを目的とします。	地方公共団体において、福祉事務所長として職務に従事する者。	令和8年7月22日(水)～7月24日(金)3日間	令和8年4月23日(水)～5月22日(金)	オンライン
生活保護における3つの自立支援とその推進に向けた研修	20	都道府県・指定都市・中核市および福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における生活保護への自立支援の推進に資するため、自立支援の知識・技術を修得し、効果的な自立支援の事業企画・実施を行うための知識・技術を修得することを目的とします。	1. 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護の自立支援に関する事業を推進する者 2. 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を推進する者	令和8年10月1日(水)～10月2日(木)2日間	令和8年6月19日(金)～7月21日(火)	集合
児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	40	児童相談所の中堅の児童相談士・児童心理司・保健師が、より効果的な児童虐待の相談援助を実施するために、多職種・多機関連携の意義を理解し、必要な知識・技術を修得することを目的とします。	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師	令和8年11月10日(火)～11月12日(木)3日間	令和8年7月17日(金)～8月17日(月)	集合
女性相談支援従事者研修(管理職)	50	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)」の施行に伴い、女性相談支援の中心となる協働・連携が求められています。本研修は、女性支援法の目的・基本理念のもと、女性支援の中心となる協働・連携の推進に資するため、必要となる知識・技術を修得することを目的とします。	1. 困難な問題を抱える女性及びその同伴家族に対する保護・支援の中心を担う機関の管理職(女性相談支援センターのセンター長、統括女性相談支援員、女性自立支援施設の施設長、民間団体担当者等) 2. 都道府県において、介護保険事業を担当する者	令和8年11月24日(火)～11月26日(木)3日間	令和8年8月10日(月)～9月11日(金)	集合
女性相談支援従事者研修(心理職)	20	女性相談支援に担当する心理職が、困難な問題を抱える女性及びその同伴家族に対して、専門的かつ実践的な支援を行うための知識・技術を修得することを目的とします。	女性相談支援事業に従事する心理職(女性相談支援センター及び女性自立支援施設の心理支援員、心理療法担当職員)	オンライン：令和8年11月24日(火)1日間 集合：令和8年11月27日(金)1日間	令和8年8月10日(月)～9月11日(金)	オンライン+集合
介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修	134	都道府県における介護保険事業を担当する職員が市町村の状況を把握した上で、保険者機能強化の支援を行うよう、高齢者の自立支援(認知症等)に向けて保険者が実施すべき取り組みを理解するとともに、種々の市町村支援を効果的に推進するための体制づくりや施策を推進することを目的とします。	都道府県において、介護保険事業における保険者機能強化に関する企画立案に関与する者 2. 都道府県において、介護保険事業を担当する者	令和8年10月19日(月)～10月20日(火)2日間	令和8年5月8日(金)～6月5日(金)	オンライン
介護保険における生活支援体制整備推進のための研修	150	都道府県および市町村において介護保険における生活支援体制整備に係る業務を行う職員が、多様な多様な主体との連携・協働を促進し、効果的な生活支援体制整備の推進を図るため、生活支援体制整備の意義・目的・効果について理解し、効果的な生活支援体制整備の推進を図るための方法を習得することを目的とします。	1. 生活支援体制整備推進事業の企画立案にかかわる都道府県職員 2. 生活支援体制整備推進事業の企画立案にかかわる市町村等職員	令和8年10月21日(水)～10月23日(金)3日間	令和8年5月8日(金)～6月5日(金)	オンライン

問い合わせ先：
国立保健医療科学院 総務部研修・業務課
TEL:048-458-6190
Email:kensyu_info@nihp.go.jp

参考資料52

背景・必要性

- コロナ禍を経て、Uターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住**の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、**地方への人の流れの創出・拡大**を図ることが必要。



法律の概要

1 【都道府県・市町村の連携】二地域居住^{※1}促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容を含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容を含む**広域的な地域活性化基盤整備計画の作成**について提案が可能

都道府県 (広域的な地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村 (特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
 - ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
* 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
 - ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
 - ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
* 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



2 【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人^{※2})の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会^{※3}を組織可能**

※3法律上は「特定居住促進協議会」

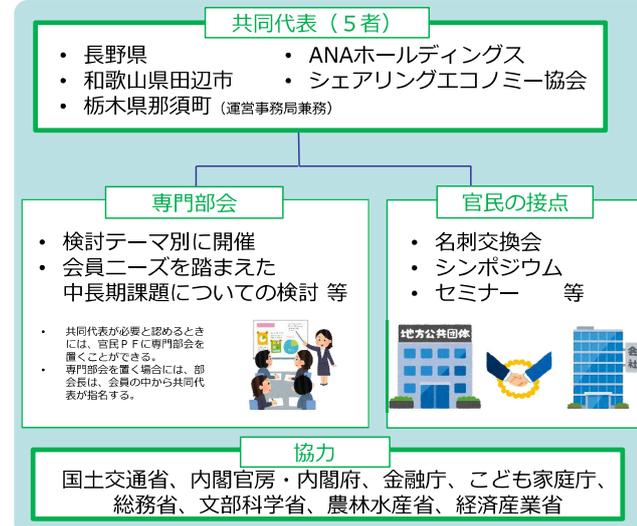
【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る
(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームについて

参考資料53

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- **5者(官3、民2)**が共同代表(任期1年)となり、全国1,194の団体が「**会員**」として参画

- <会員構成> (令和7年11月30日時点)
- 地方公共団体(778)
 - 都道府県
 - 市区町村
 - 関係団体、民間事業者等(416)
 - 二地域居住関連事業者
 - 移住等支援機関
 - 不動産関係団体
 - 交通関係団体
 - 報道機関 等
- ・会費は当面の間、無料
・申込み随時受付中



- 【主な活動内容】
- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
 - 二地域居住等の促進に共通する具体的な課題等について、対応方策の協議・検討
 - 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
 - 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
 - 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

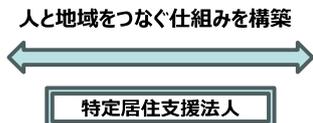
キックオフイベントの様様(令和6年10月)



二地域居住推進フォーラム2025(主催イベント)の様様



- 令和6年、二地域居住を促進するための活動や調査を行う法人（特定居住支援法人）の市町村による指定制度が創設。
- この法人には、特に、二地域居住希望者と地域の人材ニーズのマッチングや、空き家など生活環境の提供を調整する役割が期待されている。
- 特定居住支援法人の取組について、モデルとなるものの構築を支援し、指定拡大や取組内容の充実を後押しするもの。
- 都道府県をまたぐもの、全国的な法人によるもの等の広域にわたるものから、地域密着の取組まで幅広い態様に応じた支援を行う。



○特定居住支援法人の指定及び全国二地域居住等促進官民プラットフォームへの参画が要件

取組例

<p>広域型</p> <p>【目的】 都市部の二地域居住希望者と受入地域のニーズをマッチングし、Webプラットフォームや交流イベント等を通じて、潜在的な希望者を掘り起こし、情報発信・相談支援等を行うことで、広域的なネットワークにより多様な選択肢を提供する。</p>	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webマッチングプラットフォーム構築 ・都市部での説明会・交流イベント開催 ・オンライン相談窓口設置 ・二地域居住モデル事例の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部企業との連携促進 ・空き家情報等のデータ整備・提供 ・地域体験プログラムのパッケージ化 ・マッチングイベント開催、潜在層発掘
	<p>地域密着型</p> <p>【目的】 地域における二地域居住者へのニーズを丁寧に整理・分析し、空き家活用等の住環境整備、二地域居住者向けのなりわい提供、コミュニティ形成を通じて二地域居住者の定着を支援し、地域の活性化と持続可能な暮らしの基盤を構築する。</p>	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズの収集・整理 ・二地域居住希望者と地域住民との交流 ・地域案内・生活サポート等の人材育成 ・空き家改修支援の体制整備

二地域居住先において安心して生活できる受入れ体制を構築することで、二地域居住を通じた新たな人の流れを創出・拡大

- 二地域居住等の促進にあたる様々な課題解決に向けて、官民連携による持続的な取組モデルの構築を図っていく必要がある。
- 特に、二地域居住の負担軽減を持続的に図っていく仕組みづくりや、ふるさと住民登録制度とも連携した取組、事前防災等の災害対策にも資する取組等の先導的なプロジェクトを実証・実装し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を支援する。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

- ・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が発行者の実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。
- ・二地域居住の様々な課題について、先導的なモデルとなる官民連携のプロジェクトを支援するもの。特に、下記テーマについては重点的な対象として評価。

【特定テーマ】 ・二地域居住者の負担軽減のための持続可能な取組 ・ふるさと住民登録制度との連携に向けた取組 ・事前防災等の災害対策に資する取組

【支援の前提となる要件】

- ・核となる自治体に特定居住促進計画があり、かつ核となる民間法人が特定居住支援法人に指定されていること（案段階でも事業実施までの策定・指定でも可。）
- ・官民双方の核となる主体が全国二地域居住等官民連携プラットフォームに参画していること

【支援対象経費】

- ・調査検討に要する経費
中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費
※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く
- ・実証実施に要する経費
中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要システム等の整備・改修、区外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

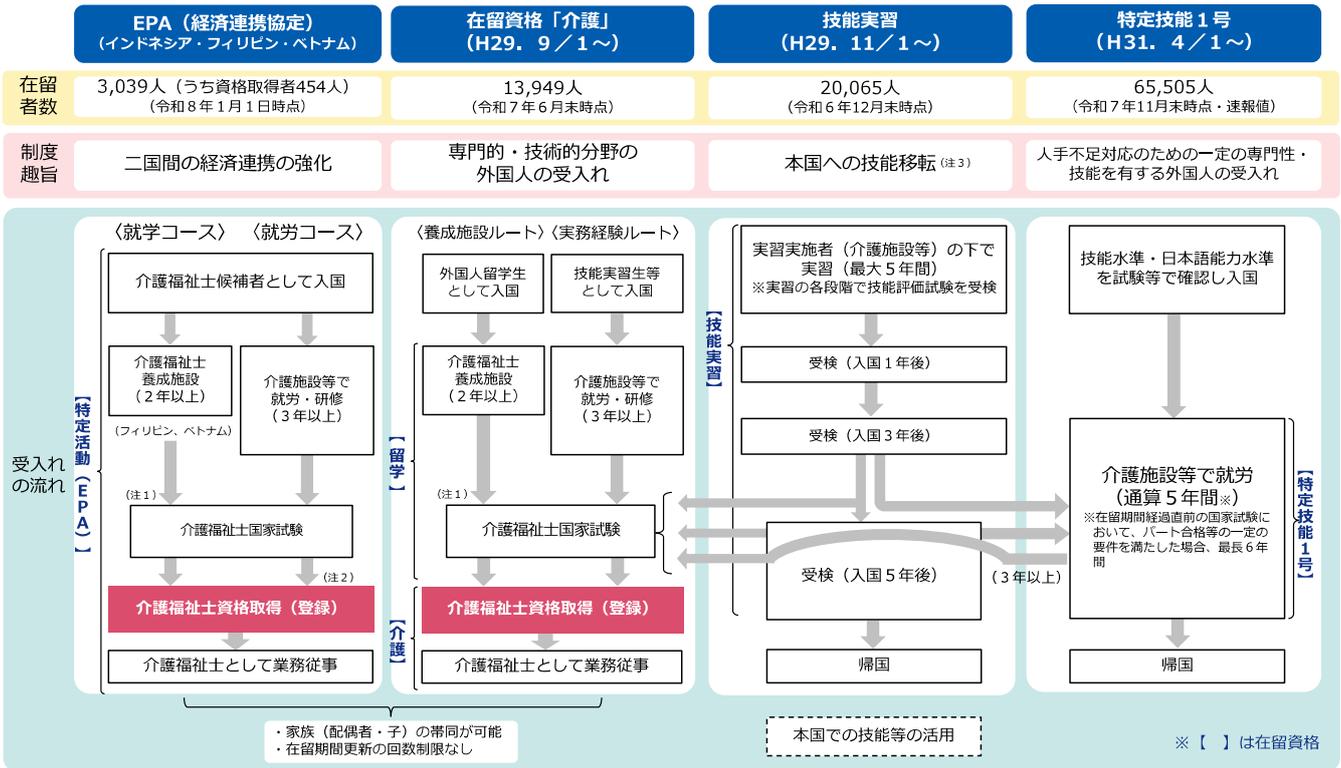
- ・調査検討に要する経費
定額
- ・実証実施に要する経費
1/2

【事業主体】

- ・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム
※実施地方公共団体による特定居住促進計画の策定及び特定居住支援法人の指定は必須

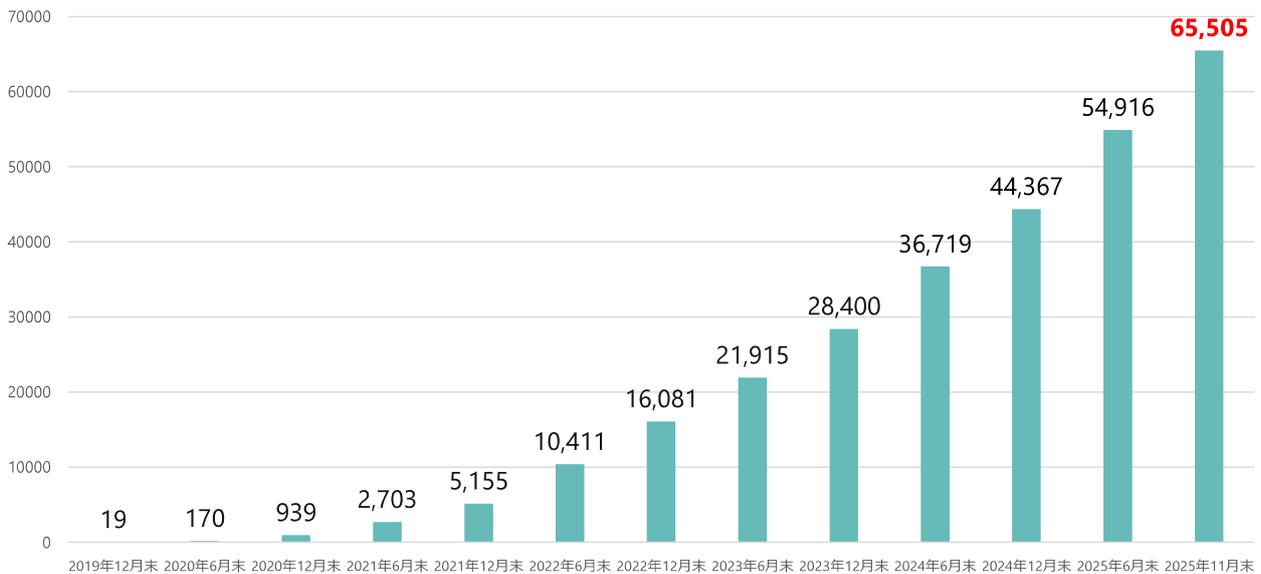
二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、新たな人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

外国人介護人材受入れの仕組み



介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
- 直近の2025年11月末の在留者数は約6万6千人であり、過去最多となっている。



(出典) 出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1）

（滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からない」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和2年4月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、3つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和4年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

事業内容



実績・効果

- 令和7年12月時点で、センターを通じて165名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和6年度の研修事業実績については、
 - ・ 受入対応研修 参加者 36名
 - ・ 指導担当者研修 参加者 累計77名
 - ・ 外国人介護職員フォローアップ研修『エントリー研修』参加者 49名
 - ・ 『ベーシック研修』参加者 累計82名
 - ・ 『アドバンス研修』参加者 累計48名
 - ・ 介護の理解研修 参加者 62名 等

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ
[\(https://shiga-kokusaijinzai.jp/\)](https://shiga-kokusaijinzai.jp/)

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1）

（滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける「海外現地への働きかけ」について）

- 外国人介護人材の確保の観点から、海外現地への働きかけを令和4年度から実施している。
- 滋賀県の介護事業所で働く魅力を海外現地に効果的に伝え、マッチング支援を充実させることを目的に実施。また、情報を正確に伝えることで、入職後のミスマッチを防ぐことも重視している。

（1）海外現地日本語学校等における説明会および介護にかかる講義の実施

- 現地日本語学校の学生等を対象に、以下の内容を扱う説明会を実施。
 - ・ 特定技能制度等を含む受入れ制度の概要説明
 - ・ 滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける支援体制の説明
 - ・ （日本語学校等の希望に応じて）介護にかかる講義
 - なお、現地の日本語学校や送り出し機関の掘り起こしとしては、
 - ・ 他業種で外国人材を採用されている法人から送り出し機関を紹介いただく
 - ・ 送り出し機関の情報をもとに、海外現地へ直接出向いて視察を行う 等
 様々であり、実際に受入れを始めた後も、定期的に海外現地へ出張することで、関係性を構築している。
- 【主な対象国】※オンライン対応含む
- ・ 令和4年度：タイ、フィリピン、ネパール等
 - ・ 令和5年度以降：タイ、フィリピン、ネパール、ミャンマー等



（2）滋賀県国際介護・福祉人材センターが独自に作成したPR動画の放映

- 現地日本語学校や送り出し機関等を対象に、滋賀県内の介護事業所で働くイメージを持っていただきやすくするため、PR動画を作成し、YouTubeで公開するとともに、海外現地における説明会等で放映。
- 国際介護・福祉人材センターが行う研修や交流会の様子を映像にすることで、滋賀県での受入支援体制をイメージしていただき、入国後も安心して日本で就労いただけるよう作成している。
- PR動画の主なコンテンツは、以下のとおり。
 - ・ 介護職の代表的なキャリアパス等の紹介
 - ・ 滋賀県内の介護事業所で働く外国人介護職員へのインタビュー
 - ・ 知事からの歓迎メッセージ 等



滋賀県国際介護・福祉人材センターYouTubeチャンネル (<https://www.youtube.com/@shiga-kokusaijinzai/videos>)

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（2）

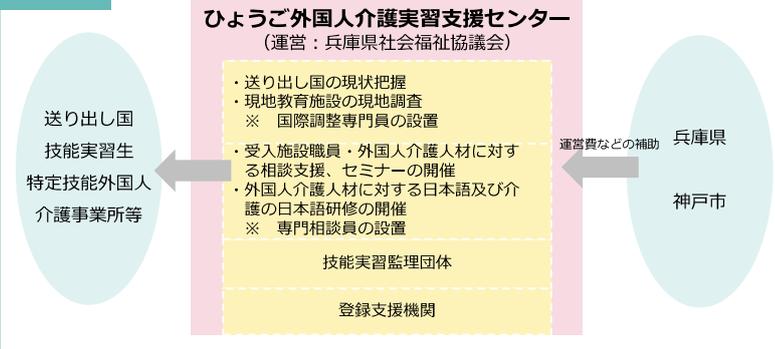
（兵庫県～社会福祉協議会と県・市の共同による外国人介護人材の受入促進・定着支援の実施～）

- 兵庫県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置し、基金を活用して人材確保や定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 平成31年2月、兵庫県内の福祉施設で介護職種の技能実習生の円滑な受入れが行われるよう、兵庫県・神戸市の支援により、兵庫県社会福祉協議会に技能実習生の受入れ業務を行う監理団体「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置。
 - ※ 介護職種の技能実習開始時、県内の事業者から「民間の監理団体は様々あり、支援の質に差がある。どの監理団体に依頼すべきかわからない」という不安声があり、行政として適切に事業者をサポートしていきたいという考えから、県の施策の中に監理団体の設立を位置付け、社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い法人であることや福祉団体とのつながり、施設従事者に対する研修、人材確保等にも取り組んでいること等を踏まえ、社会福祉協議会に監理団体の設立を依頼。
- 技能実習後、特定技能への円滑な移行を図るため、令和3年度に登録支援機関として認可を受け、センターが受け入れた技能実習生修了者のほか、県内福祉施設等への就労を希望する特定技能外国人の支援を実施。
 - 監理団体及び登録支援機関の通常業務のほか、
 - ・ 送り出し国の現状把握、送り出し機関との調整、現地教育施設の現地調査を実施する「国際調整専門員」の設置、
 - ・ 受入施設及び技能実習生に対する相談支援や研修を行う「専門相談員」の設置
 を行うなど、外国人介護人材の受入促進、定着支援を実施。
 - ベトナム・ミャンマー・インドネシア・ネパールの送り出し機関とセンターが協定を結ぶなど、受入れ対象国の拡大を進めている。

事業内容



実績・効果

- (令和6年度実績)
- 送り出し国の現状把握、現地教育施設の現地調査
 - ・ 2カ国（ミャンマー、ネパール）・6機関
 - 受入施設職員・外国人介護人材に対するセミナーの開催
 - ・ 受入施設職員向けセミナー 計3回開催、計90名参加
 - ・ 日本文化理解講習会・情報交流会 計2回開催、計119名参加
 - 日本語能力向上に向けた研修・セミナーの開催
 - ・ 日本語能力評価研修 計4回開催、計78名参加
 - ・ 介護の日本語研修 計52名参加
 - ・ 介護技術研修 計27名参加
 - 外国人介護人材受入促進セミナー（※）の開催
 - 計4回、計80名参加
 ※外国人介護人材の受け入れに係る制度・手続についての説明のほか、公民連携協定法人や兵庫県社会福祉協議会の監理団体としての取り組みを紹介し、外国人介護人材のより一層の受け入れを促進するために実施

ひょうご外国人介護実習支援センターホームページ
<https://hyogo-ktsc.org/>

外国人介護人材確保の関連予算事業

海外への働きかけ強化 (情報発信・マッチング・経済的支援等)				定着支援 (資格取得支援・生活支援等)			
事業名	実施主体	対象	事業内容	事業名	実施主体	対象	事業内容
① 介護技能評価試験等実施事業	民間団体	特定技能	日本国内外での特定技能評価試験の実施。	④ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	民間団体	EPA	就労に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、通信添削指導、資格を取得できず帰国した者への母国での再チャレンジ支援等の実施による介護福祉資格取得支援を実施。
② 外国人介護人材受入・定着支援等事業	民間団体	すべての在留資格	海外での現地説明会、WEB・SNS等での日本の介護等の情報発信。	⑤ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	EPA	EPA受入施設が行う、介護福祉士候補者への日本語・専門知識の学習支援、喀痰吸引等研修の受講費用の負担、研修担当者の活動にかかると費用の助成。 ※「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」はEPA介護福祉士候補者を受け入れた障害者施設等に限る。
③ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	留学・特定技能	海外現地での特定技能就労希望者等に関する情報収集、合同説明会の実施等のマッチング支援の実施。	⑥ 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	都道府県	EPA	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者は修学資金等の返済を全額免除。
④ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	留学	介護施設等に対して、留学生への奨学金等の支援に係る経費を助成。	⑦ 介護福祉士修学資金等貸付事業	都道府県	すべての在留資格	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者は修学資金等の返済を全額免除。
⑤ 外国人介護人材獲得強化事業	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、直接海外現地での採用経費に係る経費等を助成。	⑧ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、外国人介護職員とのコミュニケーション支援、外国人介護人材への学習支援や生活支援等に対する経費を助成。
定着支援 (資格取得支援・生活支援等)				定着支援 (資格取得支援・生活支援等)			
事業名	実施主体	対象	事業内容	事業名	実施主体	対象	事業内容
① 介護の日本語学習支援等事業	民間団体	すべての在留資格	介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用、介護の日本語等の学習教材の作成等	⑨ 外国人介護人材研修支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	すべての在留資格	外国人職員向けの集合研修や外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施。
② 外国人介護人材受入・定着支援等事業	民間団体	すべての在留資格	相談支援の実施や交流会の開催支援・特定技能等の外国人介護人材の受入施設への巡回訪問等の受入支援	⑩ 外国人介護人材定着促進事業	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、外国人職員との意思疎通の円滑化、外国人介護人材の学習支援等のため、ICTツール等の導入・活用に係る経費を助成。
③ 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	民間団体	EPA	就労前の「介護導入研修」の実施、EPA受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談支援等を実施				

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 〇 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
 - 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
 - 外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
 - 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
 - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 〇 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

厚生労働省

補助

都道府県

補助

○外国人介護人材受入事業所
○介護福祉士養成施設
○日本語学校 等

【補助率】 国2/3、都道府県1/3

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。
外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 〇 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。
 - ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進
 - 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。
 - イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

厚生労働省

補助

都道府県

補助

○外国人介護人材受入事業所 等

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

(1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

補助率 2/3
実施主体 都道府県

- ▶ 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- ▶ 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- ▶ 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

(2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- ▶ 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
 - ※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- ▶ 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

※障害者施設等は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」（令和7年度当初予算案：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金412億円の内数）で実施。

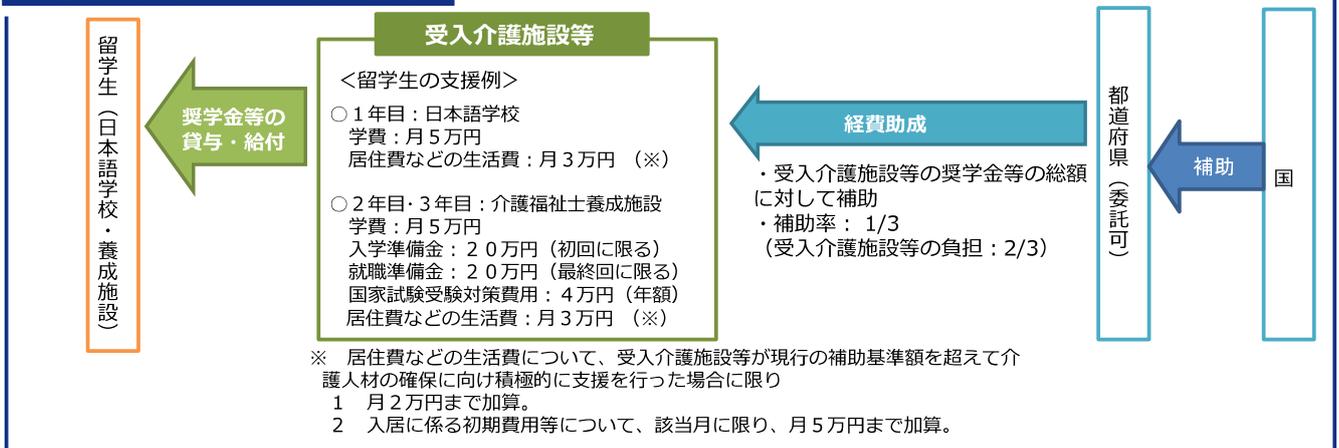
※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- なお、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できる。

2 事業のスキーム・実施主体等



令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

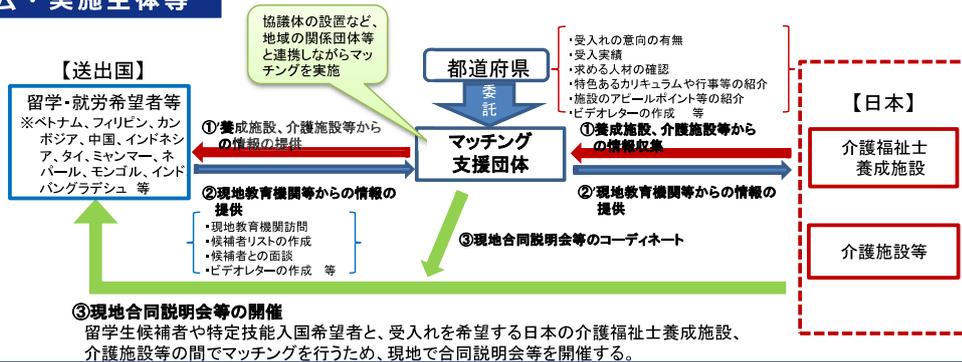
1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

2 事業のスキーム・実施主体等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

補助率：2/3
実施主体：都道府県

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



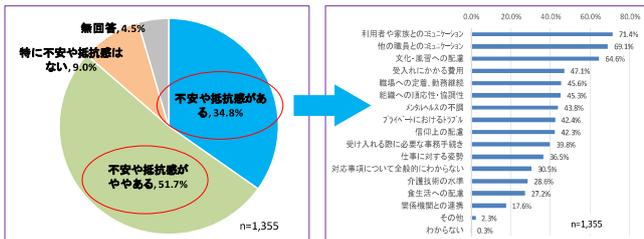
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



（出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内訳

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
 - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
 - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
 - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
 - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
 - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
 - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

(3) 研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記(1)(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得までの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

- ・ 研修カリキュラム等の作成
- ・ モデル事業の実施による事例収集
- ・ 研修に係る経費等の助成
(厚生労働省)

研修開催支援

指導者養成研修の開催
(都道府県)

参加

県下の
日本語学校講師

県下の
養成施設の教員

県下の受入施設の
指導的役割にある者

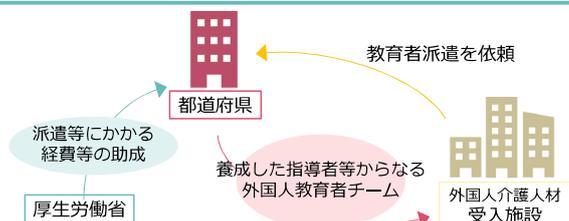


適切な指導法に関する
知識・技能を有する
指導者を養成



(参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
 - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
 - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、令和6年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 令和7年2月には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。**その場合、**受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**

※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

- **令和7年4月施行。**※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月21日

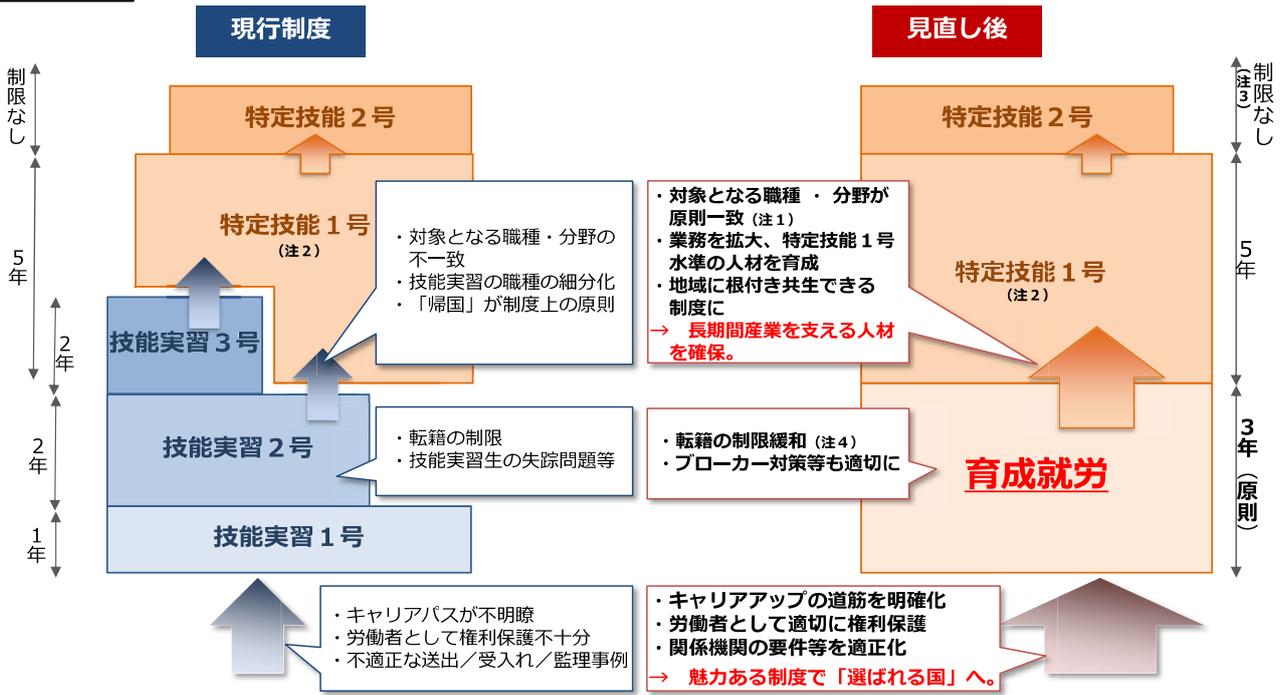
※訪問系サービスへの従事に係る確認書の発行件数：248法人・857名分、申請件数（※発行件数を含む）：516法人・1,495名分（令和8年1月16日時点）

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法	育成就労法（技能実習法の抜本改正）
<h4 style="background-color: #e6f2ff;">1. 新たな在留資格創設</h4> <p>○ 技能実習の在留資格を廃止。「育成就労産業分野」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成就労」の在留資格を創設（注2）。</p>	<h4 style="background-color: #ffe6e6;">1. 育成就労制度の目的・基本方針</h4> <p>○ 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。 ○ 育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする。 ○ 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。</p>
<h4 style="background-color: #e6f2ff;">2. 特定技能の適正化</h4> <p>○ 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。</p>	<h4 style="background-color: #ffe6e6;">2. 育成就労計画の認定制度</h4> <p>○ 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。 ○ 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件(注5)を満たす場合（本人意向の転籍）を行う。</p>
<h4 style="background-color: #e6f2ff;">3. 不法就労助長罪の厳罰化</h4> <p>○ 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）</p>	<h4 style="background-color: #ffe6e6;">3. 関係機関の在り方</h4> <p>○ 監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関与させてはならないものとする。 ○ 外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。 （注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。 （注4）詳細な要件は、主務省令で定める。 （注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、 ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格 ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。</p>
<h4 style="background-color: #e6f2ff;">4. 永住許可制度の適正化</h4> <p>○ 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。 （注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。</p>	
<h4 style="background-color: #e6f2ff;">4. その他</h4> <p>○ 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。 ○ 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。 ○ 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。</p>	

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

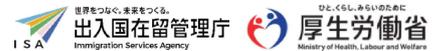
(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1~2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

技能実習に関する経過措置のイメージ

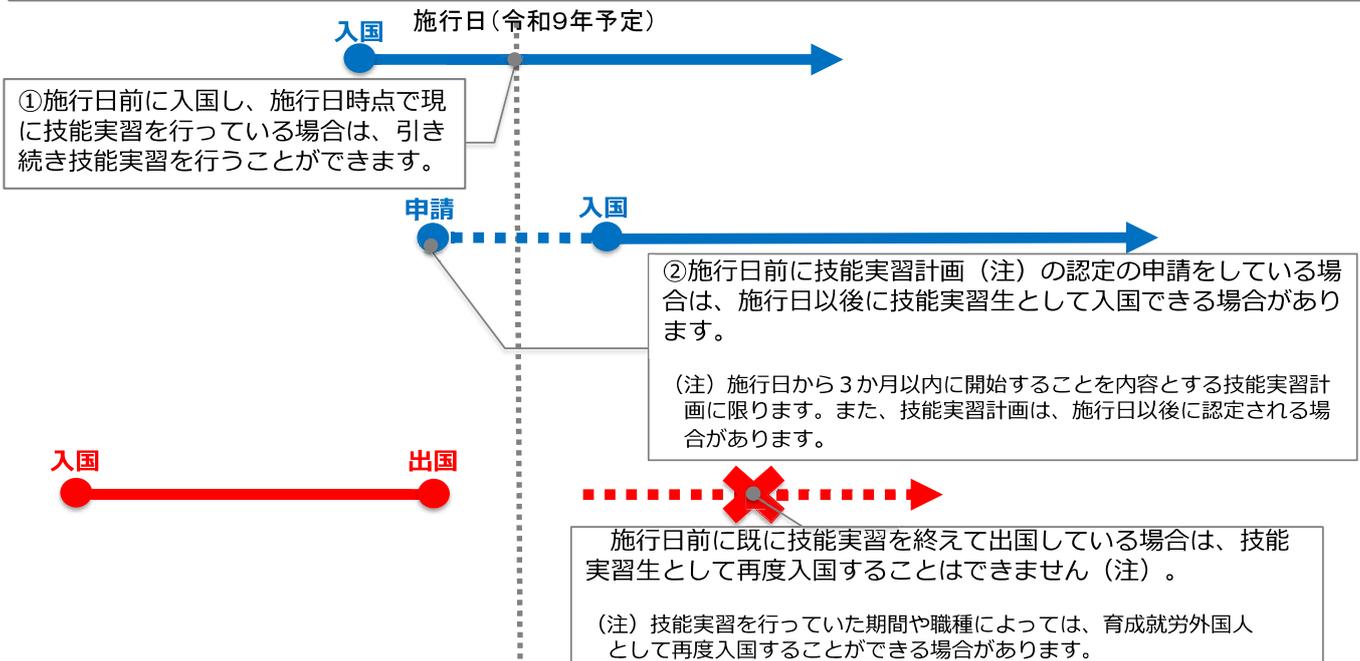


参考資料73

下記①又は②に該当する場合、施行日後にも技能実習を行うことが可能であり、要件を満たせば、次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます(注)。

施行日後に技能実習を行う場合には、技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません。

(注) 施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能（特定技能1号）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験が必要とする技能（特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定）	熟練した技能（特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定）
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当（相当講習でも可） 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 （試験に不合格だった場合、最長1年延長）	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。
※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含まれない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

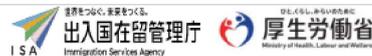
4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者により行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

分野別運用方針の主要な記載事項①



1 特定産業・育成就労産業分野

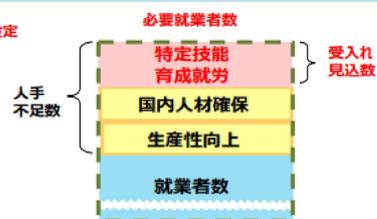
既存分野		既存分野のうち新たな業務等を追加する分野		新たに追加する分野	
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野	
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野	
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野	
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食品製造業分野		

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計	
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000					820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900		805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600		426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500		1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

介護分野の育成就労における固有要件について

転籍制限期間	<ul style="list-style-type: none"> ・転籍制限期間は分野ごとにその業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定するところ、介護分野においては2年と設定する。 ・1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者は、介護職員等処遇改善加算の取得等の要件を満たすものとする。育成就労外国人ごとに、育成就労キャリア支援プランを作成するものとする。 <p>(転籍制限期間を2年に設定する理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護は継続した利用者のいる対人支援サービスであり、同一事業所において、継続的な実践により利用者との信頼関係を醸成しながら、多様な状態の変化に対応できる専門職としての知識や技術、倫理などを修得することが必要であるため。 ・人材確保の観点からも、大都市圏での需要が高い傾向が見られることから、転籍を制限しなければ、地方において就労を開始した育成就労外国人がより賃金の高い都市部へと過度に流出する恐れがあるため。 	
介護固有要件	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は、「A2. 2」が要件。 ・2年目以降は、「A2. 2」及び「日本語学習プラン」(ただし、「B1」を取得している場合は、日本語学習プランは不要)。 ・育成就労終了時は、「A2. 2」及び「介護日本語評価試験」。 <p>(参考)日本語教育の参照枠</p> <p>「A2. 2」:ごく基本的な個人情報や仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる</p> <p>「B1」:仕事等でふだん出会うような身近な話題について、主要点を理解できる</p>
	適切な育成就労実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護等の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ・適切な人材育成を図る観点から安定的に事業を行えることを確認するため、以下のいずれかに該当していること <p>(1) 事業所を開設してから3年が経過している</p> <p>(2) 当該事業所を運営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後3年が経過している</p> <p>(3) 外国人に対する研修体制や職員・利用者等からの相談体制など同一法人によるサポート体制がある</p>
	適切な育成体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 事業所ごとに、事業所の常勤介護職員(育成就労外国人を除く。)の人数に占めた受入れ人数の上限を設ける。なお、事業所の育成就労外国人の総数は当該事業所の常勤介護職員の総数を超えない。 ・育成就労指導員の要件 育成就労外国人5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・労働安全衛生 育成就労外国人に夜勤や緊急対応業務を行わせる場合は、指導に必要な体制確保等、利用者の安全確保及び外国人保護のために必要な措置を講じる。 ・入国後講習 日本語科目は240時間以上(B1以上の場合は80時間)、技能科目は42時間以上とするほか、それぞれの講義について一定の要件を満たす人材が行うこと。
	訪問介護への従事	<ul style="list-style-type: none"> ・育成就労実施者は、介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有する育成就労外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守すること。 <p>① 訪問介護等の基本事項等に関する研修 ② 一定期間の責任者等の同行等による必要な訓練 ③ 訪問介護の業務内容等の説明、意向の確認、キャリアアップ計画の作成 ④ ハラスメント防止のための相談窓口設置等の必要な措置 ⑤ 不測の事態発生時に適切な対応ができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な措置</p>
	監理支援機関による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理支援機関の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断 ・法人類型として、社会福祉連携推進法人及び介護又は医療の事業者団体を追加

※育成就労制度本体の要件に加えて満たす必要がある。

パート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について

第38回介護福祉士国家試験(令和8年実施)より、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間(通算5年)経過直前の介護福祉士国家試験において全パートを受験し、

- ①当該試験において1パート以上合格している、かつ
- ②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある

等の一定の要件(※)を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とする。

(※) その他の要件は以下の通り。

- ・当該外国人に翌年度の介護福祉士国家試験合格に向けた学習意欲があり、かつ、翌年度の介護福祉士国家試験を受験することを誓約すること
- ・特定技能所属機関において学習計画(翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な支援計画及び国家試験対策に係る講座・研修等の受講予定を含む)を対象者本人とともに作成し、厚生労働省に提出すること

<例：令和3年7月就労開始の場合>

1年目 (R3.7~R4.6)	2年目 (R4.7~R5.6)	3年目 (R5.7~R6.6)	4年目 (R6.7~R7.6)	5年目 (R7.7~R8.6)	6年目 (R8.7~R9.6)
就労開始		実務経験3年 +実務者研修受講 →介護福祉士国家試験 の受験資格取得	介護福祉士国家試験 受験① →不合格	介護福祉士国家試験 受験② →不合格	介護福祉士国家試験 受験③

要件該当の場合
最長1年延長可

- ・合格の場合→在留資格「介護」に変更可能
※速やかに変更許可申請を行う
- ・不合格の場合→帰国

外国人介護人材に関する相談窓口について

① EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在留管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：03-6206-1772 / (フリーダイヤル) 0120-115-311※英語・インドネシア語・ベトナム語音声案内あり
メールアドレス：sodan@jicwels.jp (インドネシア：sodan_id@jicwels.jp、フィリピン：sodan_ph@jicwels.jp、ベトナム：sodan_vn@jicwels.jp)
受付日時及び対応言語：毎週月曜日～金曜日※（祝・祭日を除く）9:15～13:00 14:00～17:30
※月、木：日本語、インドネシア語・英語・ベトナム語対応
※火、水、金：日本語（必要に応じ各国母国語での対応も可能）

② 外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設・登録支援機関からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-118-370（フリーダイヤル）
※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、ヒンディー語対応
※ この他、右記のWEB、LINE、Facebookにおいても、相談受付および相談窓口の案内を行っている。
受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

▼ホームページ



▼LINE



▼Facebook



▼YouTube



▼Instagram



妊娠等を理由とした外国人介護人材への不利益取扱いの禁止について

- 妊娠・出産等を理由として外国人介護人材を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは関係法令に基づき禁止されている。
- これまでも外国人介護人材に対して、妊娠等した場合、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくよう周知しているところ。
- 外国人介護人材受入事業所等におかれても、外国人が妊娠等した場合、当該外国人に対し、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくようご案内をお願いします。



外国人介護人材相談サポート Jicwels
Free consultation services for foreign care workers

日本（にほん）で介護（かいご）の仕事（しごと）をする外国人（がいこくじん）のみなさんへ

日本では、妊娠（にんしん）したことで、仕事をやめさせることは、法律（ほうりつ）で禁止（きんし）されています。

会社（かいしゃ）、送出機関（おくりだしきかん）、監理団体（かんりだんたい）などは、あなたが仕事を続（つづ）けたいのに、妊娠（にんしん）を理由（りゆう）に、あなたをむりやり帰国（きこく）させることはできません。

子どもを産（う）んだあとも、日本で介護の仕事ができます。

妊娠（にんしん）したら、ひとりでなやまないでください。かならず相談（そうだん）しましょう。相談する人がいなければ、JICWELSの相談窓口（そうだんまどぐち）に電話（でんわ）をしてくださいね。

あなたの「いのち」、これから生（う）まれてくる子どもの「いのち」が、一番（いちばん）大切（たいせつ）です 🍀 🌻

子どもを産んだあとも

にほん しごと
日本で仕事が
つづ
続けられます



👍❤️ 17人

👍 17

🗨️ 2

🔖 2

外国人介護人材向け交流会開催支援について

- 「外国人介護人材受入・定着支援等事業」において、令和3年度まで、公益財団法人国際厚生事業団が介護現場で働く外国人の介護職員や介護分野に関心のある留学生等の交流会を開催し、参加者同士の情報交換や、日本語の勉強方法、介護現場や日常生活での悩みなどの相談等に対応していたところ。
- 令和4年度からは、各地方自治体や団体が開催する交流会や研修等において、開催に向けた支援を行っている。

参考：令和6年度及び令和5年度開催支援実績

【東京都三鷹市：介護現場で働く外国人のための交流会】

三鷹市で活躍する外国人介護職員が、中長期的に市内に定着することを目的とし、食を通じて同じ立場の外国人同士の交流だけでなく日本人職員との交流を図ることで、日本の文化に触れると共に日本食の調理についても学ぶことにより日々の生活に役立てる。

また、各国の食事情、食文化を知り、学ぶことで外国人介護職員と日本人職員とのつながりを強くすることを目的として開催した。

○日時：令和6年12月18日（水）

○会場：三鷹市福祉Laboどんぐり山

○参加対象：三鷹市内の介護事業所で働いている外国人
外国人職員と一緒に働いている日本人

○主催：三鷹市福祉Laboどんぐり山 三鷹市介護人材センター
（プログラム）

○料理をする際に使う日本語の学習、親子丼・味噌汁の調理を通じた交流会



【福島県：令和5年度福島県外国人介護職員交流研修会】

福島県内で活躍している外国人介護職員が、同じ立場の外国人同士の学びを通じた交流を図り仲間意識を高め、孤立をせず安心して生活ができるようになること、また外国人職員を担当している日本人職員同士が、直面している悩みや課題を話し合い、担当者間の交流を深め、外国人受け入れ施設間のつながりを作ることを目的として開催。

○日時：令和5年8月9日（水）

○会場：福島県農業総合センター

○参加対象：福島県内の介護事業所で就労している外国人介護職員、外国人介護職員を担当している職員

○主催：一般社団法人 福島県老人福祉施設協議会
（プログラム）

○外国人職員向け：利用者さんの状況・状態を日本語で伝える練習、介護現場で使うコミュニケーションワーク

○施設担当職員向け：相談事例をもとにした外国人職員の支援の仕方に関するセミナー、福島県内の施設様同士の意見交換



【京都府：外国人の方のセミナー＆交流会】

京都府では、外国人介護職員や介護職を目指す外国人を対象に、介護の魅力について学んでいただくことで介護職員の確保・定着につなげることを目的にセミナーを実施し、併せて、参加者同士が交流を図り、共通のテーマで話し合う中で親睦を深めることにより、メンタル面の不調を 방지、日本で安心して生活できるよう支援することを目的に、交流会を開催。

○日時：令和5年10月25日（水）

○会場及び実施方法：ハートピア京都3階 大会議室 および オンライン（Zoom）

○参加対象：京都府で就労している外国人介護職員、介護の仕事に関心がある京都府在住の外国人

○主催：京都府社会福祉協議会 京都府外国人介護人材支援センター
（プログラム）

○『日本の介護の魅力と介護をする上で大切なこと』（外部講師による）

○コミュニケーションワーク、グループワークを通じた交流会



交流会開催支援

海外に向けた日本の介護についてのPR

海外向けのオンライン／現地説明会の開催

- 実際に日本の介護施設で働く外国人の方が介護業務や日本の生活についての紹介、日本語学習に関する紹介などのプログラムを提供
- 令和2年から11か国で延べ40回開催
- 令和6年度は、インド6都市13回（デリー/ゴウハティ/ベンガルール/コチ/チェンナイ/西ベンガル州）、スリランカ1都市2回（コロンボ）、バングラデシュ2都市2回（ダッカ/マイメンシン）で、計16会場で集合形式で実施

実施国	実施日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インドネシア	令和2年11月26日	令和3年10月27日	令和4年11月10日	令和6年1月10日	令和7年1月8日
モンゴル	令和2年12月16日	令和3年10月30日	—	—	—
カンボジア	令和2年12月20日	令和4年1月21日	—	令和5年12月4日	—
ミャンマー	令和3年1月19日	—	—	—	—
フィリピン	令和3年1月20日	令和3年11月27日	令和5年11月25日	令和5年11月22日	令和6年8月27日
ネパール	令和3年2月5日	—	—	令和6年2月8日	—
タイ	—	令和3年12月20日	令和5年2月15日	—	—
ベトナム	—	令和3年11月10日	令和4年10月5日	令和5年9月27日	令和6年10月10日
スリランカ	—	令和4年1月11日	—	—	令和6年11月29,30日
バングラデシュ	—	—	令和5年3月2日	—	令和7年1月29,31日
インド	—	—	—	—	令和6年10月21～25日 令和6年11月22,23,26,27日 令和7年2月3～5日

日本の介護に関するPR動画の作成及び周知



- 令和6年度は、2種類のイメージ動画を作成して、各説明会の投影だけではなく、SNSを活用して海外に向けて配信

- 「海外PR/Promotion of Kaigo」国際厚生事業団ホームページ：https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=18945
- 国際厚生事業団 YouTubeチャンネル：<https://www.youtube.com/@jicwels5396>
- 「Japan Care Worker Guide」ホームページ：<https://japancwv.com/>
- Japan Care Worker Guide YouTubeチャンネル：https://www.youtube.com/channel/UCkYaJQIEX05NI9Yu96Wr_w



海外PR
Promotion of Kaigo



国際厚生事業団
YouTubeチャンネル



Japan Care
Worker Guide



Japan Care Worker Guide
Youtubeチャンネル



「Japan Care Worker Guide」の運営



- 11言語に対応
英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語
モンゴル語 タイ語 ベトナム語 タガログ語 ヒンディー語 日本語
※令和6年度内にタガログ語、ヒンディー語を追加
- 各国出身の外国人と一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載
- SNSファンは約14万人



海外の日本語学校・福祉等を学ぶ学生等を対象とした外国人向けオンラインセミナーなどのイベント情報や映像等を掲載

各国出身の外国人や日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載



外国人介護職員向け「介護福祉士国家試験」合格者座談会

○ 介護現場で活躍する外国人の皆さんにご登場いただき、介護福祉士の国家資格に興味がある皆様に向け、介護福祉士国家資格や国家試験について、様々な情報を提供。



外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載



概要

日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして活動。海外向け説明会への出演や、WEB・SNSを活用した情報発信の強化を実施。

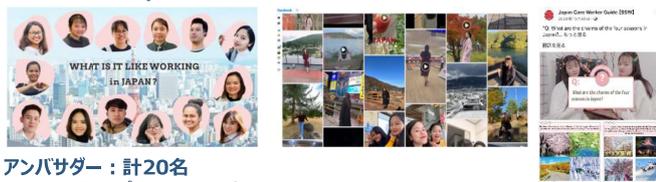
SNSを通じてショートインタビュー動画の配信



アンバサダー提供の画像をもとに動画等の作成・PR 海外向けのオンライン/現地説明会



アンバサダー提供の画像をもとに動画の作成・PR Japan Care Worker Guideを活用した配信



アンバサダー：計20名
 国別：フィリピン 3人 ベトナム 8人 ミャンマー 1人
 タイ 1人 カンボジア 2人 スリランカ 2人
 インドネシア 2人 バングラディッシュ 1名 ※令和4年度実績

アンバサダーを活用した情報発信



令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1.9億円

1 事業の目的

- 本事業は、
 - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入れを促進するとともに、
 - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。
- 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)



2. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など
- 技能実習生及び1号特定技能外国人の訪問系サービスの従事に係る事業所の遵守事項の確認も含めた巡回訪問及び相談窓口の体制強化

4. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



にほんごをまなぼう とは

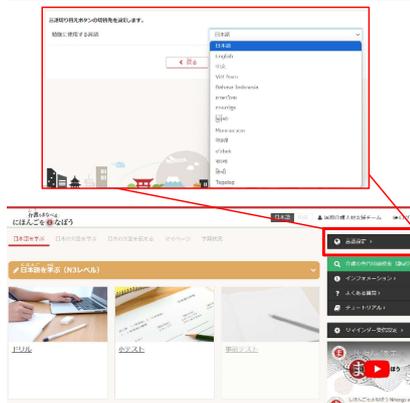
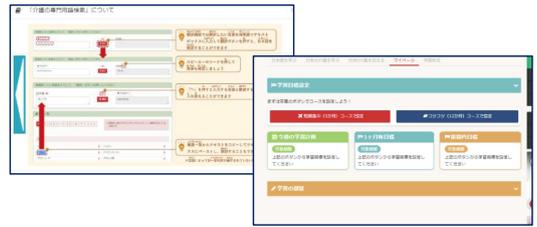
無料



日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3、N2程度合格や特定技能評価試験対策、介護技術の習得などを目的とした無料で利用できる学習支援ツール。

介護の日本語学習支援等事業の一環として、日本介護福祉士会が開発・運営。

「学習目標の設定」「介護の専門用語検索」「小テスト」「模擬試験」といった学習コンテンツを搭載。



オペレーション言語は14言語に対応。



オンラインでレベル（N2・N3）にあわせたドリル（問題）を提供。



学習者向けに多言語に翻訳したテキストや、介護福祉士国家試験に向けたテキストを搭載。

また、指導者（技能実習生指導者等）向けの手引き等のコンテンツを搭載。

令和8年1月

介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について



主な機能

- 【ホーム画面導線簡略化】
 カテゴリー毎にタブを設定
 〈主なタブの詳細〉
 - ・「日本語を学ぶ」N2N3レベル向け学習コンテンツ
 - ・「日本の介護を学ぶ」介護の学習
 - ・「日本の介護を伝える」指導者向けコンテンツ（オンライン講習プログラム等）搭載
- 【簡易学習目標設定】
 短期集中コース／コツコツコースの自動設定追加
- 【専門用語翻訳機能】
 介護福祉専門用語、翻訳（日本語発声）機能追加
- 【デジタルインセンティブ機能】
 継続学習促進、ドロップアウト対策として、
 学習目標、ログイン履歴と連動した「季節の花育成ゲーム」搭載
- 【テキストのドリル化】
 「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」のテキストのドリル化
 「外国人のための介護福祉士専門用語集」のテキストのドリル化
 - ・専門用語集の語彙理解
 - ・専門用語集の用語の使い方の理解
- 【テキストのデジタルブック化】
 搭載テキストはデジタルブックで閲覧可能。また、PDFに変換して印刷をすることも可能

令和8年1月

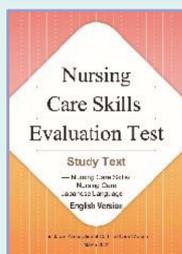
学習教材（外国人向け各種テキスト）の作成

多言語対応テキスト

介護の特定技能評価試験 学習テキスト 改訂版・改訂2版

「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト

対応言語数：15か国（日本語を含む）



外国人のための 介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材「にほんごをまなぼう」内に語彙の意味や使い方を学ぶドリルも搭載

対応言語数：14か国



外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答

介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材「にほんごをまなぼう」内にドリルを搭載

対応言語数：15か国（日本語を含む）



対応言語

英語 クメール語 インドネシア語 ネパール語 モンゴル語 ベンガル語 タガログ語 ウルドゥー語
 ウズベク語 ビルマ語 ベトナム語 中国語 タイ語 ヒンディ語 日本語

※ 上記のテキストはすべて無料で利用可能であり、厚生労働省ホームページ等で公開している。
 （掲載先）厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

令和8年1月

外国人介護人材のための国家資格取得支援講座

1 事業の目的

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材を対象とした国家試験対策に特化した講座（講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等）を開催。
- 特に、
 - ・ 「実務経験ルート」の受験者である技能実習・特定技能等の在留資格の外国人介護人材に対して学習機会を提供し、
 - ・ 外国人介護人材の実態を把握することで、資格取得における課題を整理し、重点を絞った学習教材を用い、講座を開催する。

2 事業の概要

開催場所：全国47都道府県（令和7年度実績）

実施方法：集合（都道府県開催のみ）及びオンライン

開催時期：令和7年9月～12月

対象：以下をすべて満たす方
 ①令和7年度介護福祉士国家試験受験予定者もしくは受験資格を有する者
 ②日本語能力N3程度の者
 ③全5日間の受講が可能な者

プログラム概要：基礎講義、各種国家試験模試、グループワークも含む計5回開催。
 受講者の学習の深化を前提に「基本」、「導入」、「実践」の3段階のプログラム構成

実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士会



公益社団法人 日本介護福祉士会HP
<https://www.jaccw.or.jp/projects/kokusai>